

390
A82

国土防衛と人口疎開
朝日新聞社編



0055263-000

390-A82ウ

国土防衛と人口疎開

朝日新聞社

昭和19

AJA

朝日新聞新輯



國土防衛と人口疎開

朝日新聞社編



25

390
A82

開疎口人と衛防土國

編社聞新日朝

行發社聞新日朝



朝日時局新輯

本輯發行の趣旨

世界は今や有史以來空前ともいふべき大戦と激動の最中にある。今日の一日一ヶ月は過去の歴史中の十年にも一世紀にも匹敵する變轉を續けてゐる。かうした異常極まりなき時機において最も大切なことは、矢繼早に起きつゝある内外百般の出来事の中で、その主流的な題目につき正確な知識と認識とを持つことである。これを持たずして、この時局とわが日本がどの方面に進展しつゝあるかを知ることはいふまでもない。

本輯は右の趣旨に基き、世局の進展に伴ひ隨時發行するものであつて、その特色は、各題目につき實力ある筆者が、出来るだけ簡明平易に書き、懇切にして權威的な解説書たらんとする所にある。

073
150

目次

戦局の現在と國土防衛	一
疎開の必要	二
疎開とは	五
疎開の規定	六
防空業務の擴張	九
防空事務の簡素能率化	〇
建築疎開	一
生産疎開	三
收用と使用	四
人の疎開	五
疎開に伴ふ建築物の利用統制	七
業務營業の禁止制限繼續再開	九
出費規定の整備と扶助金支給範圍の擴張	〇
罰則の擴充	二

臨時議會の疎開論議	二四
疎開を取扱ふ官廳	三一
防空總本部官制	三三
防空總本部構成	三五
疎開の方針	三八
準備から實施へ	四〇
都市疎開實施要綱	四一
疎開と轉學	四五
官廳の疎開	四六
統制機關	四八
外郭團體	五〇
疎開の費用	五七
防空の「戦闘配置」	五九
初の「疎開命令」	七八

戦局の現在と國土防衛

大東亞戦争が始まつてから二年あまり、戦争は文字通り食ふか食はれるかの決戦の連続である。ソ
ロモン、ニューギニア方面で叩かれても叩かれても、執拗な反攻を続けるマツクアーサー、中央太平洋
の進攻路を通つて一舉に皇土を侵かさうとするニミッツ、ビルマ方面へ蠢動するマウンテンバツテン、さ
ては米軍切つての爆撃手を最高指揮官としたといふアリニューシヤン方面の米空軍や、だにのやうにダリ
ラ戦を試みる支那の米空軍など、不遜にも日本を撃砕しようとする敵の野望は刻一刻、深く廣くなつて
來た。緒戦で徹底的に惨敗した敵米英がその富、その物を總動員した必死のあがきである。

この敵に對し、前線に精強無雙の皇軍の大戦果ががり銃後の生産もまた増強必成を誓ひ、逞ましい
國を擧げての戦闘配置は完成を急いでゐる。この秋、政府は、昭和十八年九月二十一日の閣議で「國內
態勢強化方策」を決定し、敵の小癩な反攻に備へて、一億必勝の戦闘體形を打樹てることになつた。こ
の大方針を實施するに當り、東條首相は、

今や敵米英は豫期せる如く、あらゆる犠牲をも顧みず、短時日の間に帝國を壓倒せんとして、頻に反攻の舉に出で戦
局は日一日と苛烈の度を加へてゐる。一億國民が決意を新たにし、あらゆる職域に於てあらゆる私生活において、一
大勇斷を以てすべてを擧げて戦争完勝の一點に集中すべき緊急の時機は到來したのである。今こそ一億國民が宣戰の
大詔を奉戴せし彼の日の感激を以て再び奮起するの秋は來つたのである。こゝにおいてか政府は國政運営上に思ひ切
つた刷新を敢行し、今後益々統帥と國務との關係を緊密化して雄渾活潑なる戦争指導の遂行を期し、機敏潑刺たる對

策を行ふと共に、作戦に即應して國內諸般の態勢を徹底的に強化し、以て専ら戦力の急速にして而も畫期的なる増強を圖らんことを決意するに至つたのである。

國民態勢強化の目標とする所は官民を擧げて常に悠久なる國體觀念に徹し、今次聖戦の本義に鑑み、いよいよ必勝の信念を以て不屈不撓、盡忠報國の誠を致さんとする強靱なる精神的結集の下に、國力を擧げて軍需生産の急速増強特に航空戦力の躍進的擴充を圖り、日滿を通ずる食糧の絶對的自給態勢を確立し、また國內防衛態勢の徹底強化を圖るにある。

とラジオを通じて全國民に呼びかけ、軍需生産の増産、食糧の確保とともに、國土防衛の強化を斷行することになつた。

國土防衛の中核はいふまでもなく、防空であることは戦局の現状から見て餘りにも明かである。南鳥島に來襲したかと思へば北千島に姿を現はし、大鳥島を襲ふかと思へば、台灣に盲爆を試み、さらにブーゲンビル島周邊の狂氣じみた空襲から一轉、わが大東亞防衛の「東の極點」ギルバート諸島方面へ死物狂ひの反撃を企てるなど、反攻の敵は隙あらば一舉に、皇土を襲はうと機會を狙つてゐる。

空襲は必ずある！ この犇々と迫る現實に對し、その慘禍を最少限度に止め、人と物の保全を期した國土防衛の眼目が人口疎開として、國策に取上げられたのである。

疎 開 の 必 要

敵機のが本土への來襲は、いま全國民の常識となつてゐる。しかし、たとひ空襲を受けても、その

犠牲を少くし、民心が安定して居れば、敵襲の目的は失はれるわけである。

一般に民防空の基礎として考へられてゐるのは

- 一、防空に對する國民全般の心構へを確立すること
- 二、防空に對する正しい認識をもつこと
- 三、周到な計畫の設定と必要な設備資材を充實すること
- 四、眞剣な訓練を実施すること
- 五、重要都市の防空的改造を完成すること
- 六、消防機關の擴充強化を圖ること
- 七、民防空組織を統一強化すること
- 八、通信施設を改善すること
- 九、交通運輸の確保
- 十、食糧物資の生産確保、配給の圓滑、治安維持、防空犯罪の絶滅を期すること

などの諸點である。これらの對策は官民一致の努力で、ほど完璧の域に達してゐるが重要都市の防空的改造がまだ十分でないことは周知の通りで、これがため、人口疎開といふ最後の仕上げが斷行される必要に迫られてゐるのである。

重要都市を空襲から護る措置は、大東亞戦争以來、着々進んでゐるが昭和十七年六月には「工場規制地域及工業建設地域ニ關スル暫定措置」が閣議で決定、これに伴ひ防空法を活用し工場規制が行はれ、

さらに東京都および大阪市の空地帯造成も実施されてゐた矢先、百尺竿頭一步を進めて國內態勢強化方策の重要な一翼として人口疎開がほゞ實施されることになつたのである。

人口疎開の必要を事實をもつて證明したのは昭和十八年七月下旬、一週間にわたつて行はれたハンブルグ空襲、引續いて十一月下旬のベルリン空襲である。ハンブルグ空襲を見れば米英の都市爆撃の企圖が單に軍事施設だけでなく、銃後非戦闘員の殺傷、戦意破壊を目指してゐることが明かとなつた。従來の空襲では専ら軍事、生産施設を選んでゐたが焦つた敵は遂に人道の假面をかなぐり捨てて最近は特に交通機關、住宅地帯をまづ爆撃し、戦力、生産力と併行して、戦力の根源である民衆の殺傷を企てるやうになつたことは敵の空襲目的の大轉換として注目される。そして、前後十數時間に延二千三百機の爆撃で八十萬の人口のうち死者二萬、負傷者はその數倍に上り、同市民住宅の七割までが大小の被害があつたことはわが民防空に多くの教訓を與へたのである。

「飛行機が發明されて以來、これが人類に與へた最も大きな損害である」といはれてゐるがまことにその慘状はわが關東大震災そのままであつたといふ。當局の事前對策は至れり盡せりであつたにも拘らずこのやうな災禍を招いたのは、當局が事前に周到な用意の下に勸告した人口疎開に對し一般の理解が充分でなかつたことが大きな原因といはれてゐる。

ここに人口疎開の必要は、はつきりと示されてゐると思ふ。

國土防衛のため、官廳、工場、家屋等の疎開を斷行する政府の方針として、

國內態勢の徹底強化を圖るため、防空を主とする國土防衛就中帝都及び重要都市の防衛のために萬全を期すべきは

當然のことである。これがためには官廳、工場、家屋等の必要なる整理を行ふと共に不必要なる人員の減少を圖る等の徹底せる措置を講ずる必要がある。

この見地から政府はまづ官廳が率先してこれが實行に當るの必要を認め、官設工場の業務を地方工場に移してこれを廢止し、また諸官廳、學校等の整理を行ふと共に、決戦下帝都および重要都市に存置するを必要とせざる官廳の地方移轉を行ふことに決定した次第である。

この際特に強調したいのは、政府が帝都にある官廳等の整理、地方移轉に付き積極的に迅速なる措置に出でんとする所以のものは、實に帝都の防衛に萬全を期せんとするにあるのである。民間においても國內防衛態勢の徹底強化の方針を體し、欣然としてこれに協力し、積極的に戦争遂行に寄與せんことを期待してゐる。

と掲げられてゐるのは人口疎開へ寄する決意を物語つてゐる。

疎 開 と は

「疎開」とは、密集したものをまばらにすることである。この定義からすると「分散」と同じ意味に解せられるが兩語の相違は、分散はまばらにされたものが個々別々に一つの獨立の機能を發揮するに對し、疎開はまばらになつたものが全體として一つの機能をもつことになるといふ點である。

改正された防空法では分散と疎開を連ねて一つの法律用語として使用されてゐる。俗に疎開といふ場合は分散疎開の意味である。

疎開の内容として考へられるのは、「都市疎開」と「生産疎開」である。都市疎開はさらに「建築疎

開」と「人員の疎開」に分たれる。建築疎開は、一定の区域における建築の禁止、制限、建築物の除却、改築を意味する。人員の疎開は一定区域内への轉居、業務所の移轉を禁止、制限したり、或ひはその區域外への轉居または業務所の移轉を命じたりする方法を採られる。

生産疎開は、重要な生産、供給の施設や事業を移轉、分散疎開または轉換することを指し、一般に「工場疎開」の名で呼ばれてゐるものである。昭和十七年夏から大都市に適用された工場規制は、重要な生産施設や事業の特定地帯への密集を阻止しようとする、いはば生産疎開の準備である。

以上は防空法に規定されたことを基準にした疎開の分類であるがこの外に法規によらぬ、自發的に密集地帯から轉出する「任意疎開」といふことも考へられる。

建築疎開と生産疎開は、直接には建築物、營業所その他の業務の場所、施設など家屋を對象とするものであるがこれらの建築物、營業所その他の業務の場所等の移動によつて間接に人の疎開となることは勿論である。従つて疎開には、どんな場合にも、直接間接人口の移動が豫想されるのである。一般に「人口疎開」と稱せられてゐるものの中には、これら一切の疎開を包含してゐると見て差支へないわけである。

疎 開 の 規 定

疎開が法律上に明かに現はれて來たのは、第八十三議會を通過した改正防空法が初めである。

疎開の規定に、つて説明する前に、防空法改正の經過を述べて見ることが、疎開を法律に採り入れた理由を知るのに最も必要なことである。民防空に關する規定がいはゆる防空法として、最初に公布されたのは、支那事變が勃發した昭和十二年であつた。當時は燈火管制を中心とした防空訓練が行はれ、防空の自警、補助機關として消防組と防護團があつたが、家庭防空群すら編成されてゐなかつたので、規定も狭い防空業務を定め、防空計畫の設定や罰則等につき簡單なものを羅列したにすぎなかつた。その後、支那事變の進展に呼應するやうに、歐洲に戦火が上るとともに、防空の必要がいよいよ痛感され、大東亞戦争の勃發によつて、敵機來襲が事實となつて現はれ、民防空の深さと廣さが一大飛躍を遂げる必要に迫られ、昭和十六年暮の大改正となつた。

この改正では、偽裝、防火、防弾、應急復舊など戰闘そのままの業務を加へ、防火改修工事の促進を圖り、建築の禁止制限、除却改築、物件の移轉まで規定を擴充すると共に自衛防空の趣旨から事前退去を禁止制限することになつた。また、防空監視隊、講習、扶助金、防空費用の規定も整へられた。

今度の改正は、實戰の經驗に基き、敵米英の空襲方法を考へて、民防空の戰闘配置を完成するため、疎開を中心に重要な新規定を設けてゐる。改正された十三箇條、新たに挿入された七箇條は、疎開を前提とした規定であり、改正の理由が疎開の實施にあつたといはれるのも當然である。これは九月二十一日の閣議で決定した「國內態勢強化方策」の中でも、特に國土防衛の強化を圖るため、疎開を斷行することが重要な國策として掲げられた趣旨から、思ひ切つた規定となつて現はれて來たわけである。

「國內態勢強化方策」にある疎開に關する施策は、

「第一、國內態勢強化ノ目標」のうち、その四に「國內防衛態勢ノ徹底強化ヲ圖ル」とあり、
「第二、國內態勢強化ノ爲特ニ執ルベキ方途」のうち、その四に「(イ) 國內防衛行政ノ統一的運営ヲ圖ル。(ロ) 國家重要ノ地區、軍事上重要ナル施設並ニ軍事上重要ナル工場鑛山ニ對シ極力防空ヲ強化ス。(ハ) 帝都及ビ主要都市ノ防衛ヲ全クスル爲ニ之等ノ都市ニオケル官廳、工場、家屋等ニ對シ必要ナル整理ヲ行フ。之ガタメ官廳ハ率先シテ措置ヲ講ズ。公共團體、各種外郭團體、各種統制機關、統制會社等ハ官廳ニ準ジ、所要ノ整備ヲ行フモノトス。(ニ) 次ニ之ニ關聯シ、速カニ官廳其他ノ機構並ニ人員ノ地方分散ノ綜合的計畫ヲ樹立實行ス。(ホ) 民間ノ企業整備ヲ促進シ、官廳ノ整理ニ準ジテ帝都及ビ重要都市ニ於ケル家屋店舗ノ整理ヲ行フ」とあり、疎開がその方策の重要な一翼とされたのである。
この「國內態勢強化方策」に具體的に示された「帝都及重要都市ノ防衛ニ關シ官廳ノ措置スベキ細目」は改正防空法が目ざす民間の疎開方向に先だつものとして重大な意味をもつてゐる。その内容は次の通りである。

- 一、官廳工場ニ付テハ其ノ業務ヲ地方工場ニ移管シ、之ヲ廢止ス
- 二、學校校舍ノ整理ヲ行フ
- 三、官廳事務ノ徹底簡素化ニ即應シ官廳廳舎ノ整理ヲ行フ
- 四、帝都並ニ重要都市ニ存在スルコトヲ必要トセザル各種官廳施設ノ地方移轉ヲ行ヒ、其ノ廳舎ヲ整理ス、之等ニ關聯シテ官廳廳舎ノ再配置ヲ行ヒ防空設備良好ナルモノニ集中シ、脆弱ナル廳舎ハ之ヲ撤去疎開ス

内務省では、この閣議決定によつて、改正案の立案に當り、わづか一箇月の準備で出來上つた法律案

の議會提出となつたのである。

改正、新規の各條を逐つて、その大様を解説することとする。(○印の箇所は新たに挿入した部分、
—は改正により抹消した箇所、傍書は抹殺箇所に入り挿入する部分)

防空業務の擴張

第一條 本法ニ於テ防空ト稱スルハ戰時又ハ事變ニ際シ航空機ノ來襲ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之ニ因ル被害ヲ輕減スル爲陸海軍ノ行フ防衛ニ即應シテ陸海軍以外ノ者ノ行フ監視、通信、警報、燈火管制、分散疎開、轉換、偽裝、消防、防火、防彈、防毒、避難、救護、防疫、非常用物資ノ配給、及應急復舊並ニ此等令ヲ以テ定ムル事項ニ關シ必要ナル監視、通信及警報ヲ、防空計畫ト稱スルハ防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ

今までの防空業務の外に新しく分散疎開、轉換(空襲被害にあつても機能を持続させるための切換)防疫、非常用物資(食糧、燃料、衣料、建築資材、醫藥品等)の配給、その他勅令の定むる事項が附加された。勅令の定むる事項は被害現場の後片付等の清掃、氣球掲揚その他による阻害、給水、應急運輸、應急常務の調整などである。防空總本部はこれらの計畫運営にあたり、各省の所管事項については、各省が實務を擔當するわけであるが防空總本部としては各省との連絡調整が重要な任務となつた。

防空事務の簡素能率化

第二條 防空計畫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣、地方官廳（東京都ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ）又ハ地方長官ノ指定スル市町村長之ヲ設定スベシ

第五條ノ四 地方長官ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ空襲ニ因ル危害ヲ著シク増大スルノ虞アル建築主務大臣ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ空襲ニ因ル危害ヲ著シク増大スルノ虞アル建築物ニ付其ノ建築ヲ禁止若ハ制限シ又ハ其ノ建築物（工事中ノモノヲ含ム）ノ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第二條に於て防空計畫の設定者として、地方長官とあつた點を地方官廳と改めたのは、防空業務が擴大したので地方長官の外に鐵道局、遞信局、海運局、鑛山監督局等の特別地方官廳にも計畫を樹てさせ、その擔當實務を防空の面に最大限に活用しようとするものである。尙第二條の括弧内を削除しこれに代るものとして、第十九條ノ五を新設、

本法中地方長官トアルハ東京都ニ在リテハ警視總監ヲ、府縣トアルハ東京都ヲ含ムモノトシ第五條ノ三、第十六條第一項、第十七條第六號及第十七條ノ二中市町村、市町村長、市町村費又ハ市町村税トアルハ東京都ノ區ノ存スル區域ニ於テハ各東京都、東京都長官、東京都費又ハ東京都税トス。

と規定してゐる。

第五條ノ四の主務大臣を削り、地方長官としたのは、行政簡素化、中央の權限移讓の精神に基いて、第一線行政の責任者である地方長官に對し、危険な建築の禁止制限、危険な建築物の除却改築等の事務を委任することとなつたのである。

建築疎開

第五條ノ五 主務大臣ハ防空上工場其ノ他ノ特殊建築物ノ分散疎開ヲ圖ル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル特殊建築物ノ建築ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得
主務大臣ハ防空上空地ヲ設クル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ建築ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第一項は建築規制の爲、第二項は空地を設ける場合に適用される規定である。建築規制はこれまで、工場その他の特殊建築物だけについて建築の禁止制限を行つてゐたが改正法律は建築疎開を徹底するため疎開區域内では一般にあらゆる建築物の増築を防ぐために一般的建築規制も行ひ得ることにした。

しかして建築規制區域たる第一項の「一定の區域」は昭和十七年夏決定した工場規制區域よりも稍々狭く京濱地帯、名古屋地帯、阪神地帯、北九州地帯が豫定されて居るが、具體的には何れも内務大臣の告示で示されるであらう。なほ工場規制の區域は從來のまま存続することになつてゐる。

第二項の「一定ノ地區」は右の四大區域の中で、例へば重要工場の周邊五十米とか、交通頻繁な驛前

とか、防火帯とかといふ工合に一定の狭い地帯を意味してゐる。内務大臣が疎開區域を決めた場合に、そこにもどうしても新築又は増築したい時は地方長官の許可を受けねばならない。

主務大臣の指定した區域または地區内に建築物がある場合は、その除却、改築等を地方長官が、建築物の管理者または所有者に對し命令する規定が第五條の六である。

第五條ノ六 前條ノ規定ニ依ル區域又ハ地區ノ指定ノ場合ニ於テ從來存シタル建築物（工場中ノモノヲ含ム）ニシ

テ其ノ後新ニ建築セラレタリトセバ同條ノ規定ニ依リ其ノ建築ヲ禁止又ハ制限セラルベキモノニ付テハ地

方長官ハ之ガ除去、改築其ノ他防空上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

この規定は、大體において第五條ノ五第二項の場合に適用せられることが多いと思はれる。即ち密集地帯の空襲被害を軽減するため公園、緑地、道路等の空地を用意しようといふのである。いはゆる「疎開空地帯」及「疎開空地」はこの規定によつてどしどし造成されることになつた。從來とても第五條ノ五第二項を活用し所謂防空空地、空地帯を指定し空地を保有するやう努力して來たが今回の第五條ノ六の改正に依り建物を除却し必要な場所に計畫的に新しく空地を造成し都市の疎開の完璧を期することになつたのである。この場合に、地方長官が通常生ずる損害を補償することは從來と同様である。この建築疎開は出来るだけ強制命令を避けるため、まづ公共團體その他内務大臣が指定する者にその建築物を譲り受けることを命じ、その上で公共團體の手で除去を實行する方針である。

生 産 疎 開

一般に工場疎開ともいはれてゐる。その規定は、

第五條ノ七 主務大臣又ハ地方長官ハ防空上必要アルトキハ勅令ヲ以テ定ムル 物件、施設又ハ事業ニ付其ノ管理者

又ハ所有者又ハ事業主ニ對シ其ノ移轉、分散疎開又ハ轉換ニ關シ必要ナル命令ヲナスコトヲ得

從來は地方長官が物件に對して、移轉命令を出すだけであつたが、施設や事業についても移轉、分散疎開、轉換の各命令を出すことが出来るやうになつた。しかも、命令者は地方長官の外に内務、軍需、運輸通信、農商、厚生各省大臣も含むことに改められた。こゝに轉換に關し必要な命令とは轉換の實施即ち機能を繼續し得るやうに他の物を用ひこれに必要な切換をなすことの命令と轉換の實施に關し必要な施設設備または資材を豫め準備することの命令とを含んでゐる。

物件、施設、事業の内容については、防空法施行令で詳しく規定されてゐるが、工場、鑛山、瓦斯タンク、貯油施設、倉庫、電氣、水道、瓦斯などの重要な生産、加工、保管、供給に關するものや通信、交通、運輸に關する施設または事業などがこの規定の適用を受けることになつてゐる。

生産疎開の都市疎開に對する最も大きい特徴は、都市疎開が指定された一定の區域、地區で實施され

るのと異なり、主務大臣や地方長官が必要と認められた地域ならば、何處でもその対象となることである。従つて山間僻地の工場でも、敵機の空襲被害に關する危険が大きく、防空上必要とあれば、生産疎開を實施することが出来るのである。

收用と使用

第五條ノ八 地方長官ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備ノ整備ノ爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ、土地、工作物又ハ物件ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得（新規定）

わが國の防空法は、最初から防空の實施に當り、土地家屋の一時使用、物件の使用收用を規定してゐるがこれは、緊急の必要ある時といふ條件がつけられてゐた。即ち現場に臨んだ時の措置である。新たに設けられた第五條ノ八では、豫め防空設備の整備のために、收用、使用することが出来るやうになつたが、この新規定は監視哨舎、救護所、防空待避所、貯水槽や消防道路などの防空施設を設置し、或は防空通信線架設等の場合を考慮したものである。

疎開と收用使用の規定を擴充することによつて都市の防空態勢が一段と圓滑、強力に整備されるやうになつたわけである。しかし、收用、使用も、關係者の自發的な協力が無い場合に備へたもので、なるべく強權を發動しないで設備を整へようといふのがこの規定の大きな狙ひである。

人の疎開

都市疎開のうち、人員の疎開は建築疎開に對するものである。

第五條ノ九 主務大臣ハ防空上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ヘノ轉居若ハ營業所其ノ他ノ業務ノ場所ノ移轉又ハ其ノ區域内ニ於ケル營業所其ノ他ノ業務ノ場所ノ新設ヲ禁止又ハ制限シ及其ノ區域外ヘノ轉居又ハ營業所其ノ他ノ業務ノ場所ノ移轉ヲ命ズルコトヲ得（新規定）

この規定は疎開區域内への「轉入規制」と疎開區域外への轉居、移轉等の「轉出命令」といふ人員疎開の實施に關する直接の規定であるがこの區域は、建築疎開を適用される區域とほぼ同様のものであり、差當り、京濱、阪神、名古屋、北九州の四地帯を對象とすることには變りない。命令の對象となり得るものとしては、恩給生活者、財産収入生活者、疎開區域外に職場を有する者、疎開すべき施設または建築物に伴ふ者、企業整備等により轉廢業する者、その他都市在住を比較的に必要なもののが考慮されてゐる。この該當者は防空總本部で決めるが、わが國の家族制度を重んじ、一家分散は出来るだけ避ける方針である。

指定された區域外への轉居、移轉を實施するだけでは、疎開の効果が十分發揮されないのですその區域内への轉居（居住の場所の移轉）、事務所等の移轉を地方長官の許可制とし不急不要の轉入を制限する

ことになつた。そこへ移住する必要がある場合には内務大臣の指定を受けるか、關係官廳から證明書を貰ふか、現住地の地方長官の許可を受けねばならない。また旅行や一時の滞在は轉居とは認められないが、滞在日数が六十日以上になれば轉居と見做される點は注意しなくてはならない。

一方、營業所などの新設も許可制により濫立を防ぐことになつてゐる。官衙の命に依る者、公務員、重要な總動員業務の従事者などがこの禁止、制限から除外されてゐることはいふまでもなく、それらの者は一定の證明書を所持すれば地方長官の許可を別に必要としないことになつてゐる。

要するに、主要都市からの轉居、移轉等の轉出と入市制限と相俟つて、防空上理想的な疎開を斷行されることになつたが人に對する強制手段殊に轉居命令の發動は極力これを避け、疎開が戦力増強のため必要缺くべからざることを認識した都市在住者の自發的協力に俟ち或は勸奨等の行政措置によつて、この規定の目的を達することに主眼を置かれてゐることは、議會において内務大臣も言明したところである。この命令は地方長官から轉居令書、移轉令書が交付され、この書狀を貰つた者は直に他へ移らねば處罰される。

建築疎開とこれに伴ふ人員の疎開が實施されることになれば、主要な工場、施設、軍事上重要な場所の周邊にある家屋、施設等は立退かねばならないし、要所々々に綠地、公園、道路を設けるための立退命令も豫定されてゐる。なほ疎開區域よりの轉出命令は、個人だけでなく、法人や團體にもその事務所の移轉を命ずることにより及ぶことになつてゐることは、規定の解釋から當然考へられることである。ここで注意せねばならないのは、第八條ノ三に規定されてゐる退去と疎開を混同しないことである。

第八條ノ三は

主務大臣ハ防空上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域内ニ居住スル者ニ對シ期間ヲ限リ其ノ區域ヨリノ退去ヲ禁止スルコトヲ得

と定め、これまで自衛防空の建前から、原則として重要都市の居住者が他の地方へ退去することを禁止、制限する方針であつたのを改め禁止制限の外更に狀況によつては特に防空の實施に従事する必要のある者を除き逐次退去を命じ得ることになつた。

退去と轉居の區別は、退去が空襲の差迫つた場合、しかも大體において一時的な離市で再び入市することを豫想されるのに對し、疎開は空襲の危険を將來に控へ、一般に恒久的にその區域を離れ、原則として再びもとの場所へ復歸することを豫定してないといふ點にある。ただ、實際上は退去も疎開を促進する結果となり轉居と退去は緊密な關聯をもつわけである。

疎開に伴ふ建築物の利用統制

建築疎開や人員疎開が實施される場合に、空家、其の他の遊休家屋又は利用し得る建物は疎開に伴ふ住宅難を緩和するため、十分活用せねばならない。この趣旨から第五條の十と第八條ノ四の兩規定が新しく設けられた。

第五條ノ十 第五條ノ五又ハ前條ノ規定ニ依ル區域又ハ地區ノ指定アリタルトキハ地方長官ハ勅令ヲ定ムル所ニ依リ其ノ區域又ハ地區内ニ存スル建築物ニ付其ノ使用又ハ讓渡其ノ他ノ處分ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條ノ四 地方長官ハ第五條ノ六、第五條ノ九又ハ前條ノ規定ニ依ル處分ニ因リ住居ヲ轉ジ又ハ營業所其ノ他ノ業務ノ場所ヲ移轉スルニ至リタル場合ニ於テ關係者ノ居住又ハ業務ノ用ニ供スル爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ使用ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第五條ノ十と第八條ノ四の規定の區別はどこに在るかといへば第五條ノ十の規定は疎開區域内において空地を造成するため建築物の除却をした場合等にこれに伴ひ住居を移轉するの已むなきに至つた者で、職務關係等からどうしてもその疎開區域内に居なくてはならぬ人々の住宅を調達するために使用に關する命令をする場合であり、第八條ノ四は除却轉居または退去の命令により疎開區域外に轉出する者の住宅難解決のための規定である。

この兩規定が最も多く發動されるのは空家、不急の用途に供せられる建物などに對する賃貸命令が豫定されてゐる。

なほ第五條ノ十に讓渡命令の規定が設けられたのは、第五條ノ六と關聯し、疎開空地または疎開空地帯内の建築物の除却、改築を完成するためには一般所有者が除却することは勞力、輸送等の上から至難の場合が多いので結局は除却、改築を公共團體や住宅營團等をして行はせるためこれらの者に讓渡するやうな命令を下す必要に基いたのである。

建築物の種類は、地方によつて異なることは當然であるが六大都市の住宅難の現状から、疎開による空家は、直に活用され、地方轉出者も地方長官の建築物賃貸命令などの強權發動によつて、轉出先における住宅難の機込みが軽減、解消することが期待されてゐる。要するに地方へ轉出する者のため地方長官は空家の貸付命令を出し、また平素から貸家等の届出や許可も命ずることになり、今までの家主が店子を自由選擇したり、家賃の暴利を貪ることが出来なくなつた。また料理屋、待合、俱樂部、下宿屋、旅館、共同住宅、事務所の餘裕ある所も人を收容すべしとの命令に服さなくてはならない。その他公益上必要な施設の收容命令、貸付命令を受けた者の買取請求、貸付條件不調の際には地方長官の決裁を受けることも規定されてゐる。これらの命令を受ける必要のない人の範圍は強制措置の發動が行はれる度に内務大臣が告示して指定することにより、蔭の運動を抑へることになつてゐる。

重要都市の疎開によつて惹起される疎開區域内に於ける住宅對策を定めた第五條ノ十と重要都市を離れる人達のための新しい住居、業務の場所を確保するために設けられた第八條ノ四とは疎開の事後對策を明示する根本規定で、兩方が表裏一體となつて、疎開を推し進める軸心となつてゐる。

業務營業の禁止制限繼續再開

第八條ノ五

行政官廳ハ防空ノ實施ニ際シ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ營業其ノ他ノ業務ヲ行フ者ニ對シ其ノ業務ノ禁止、制限、繼續、再開等ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得(新規定)

これまで警察の指導で實施してゐることを法文化したものである。命令の對象となる業務は、禁止制限されるものとしては空襲に因る人の被害を大きくする恐れのあるもの、即ち興行場、百貨店、展覽會、講演會、記念祭などの大衆の來集を目的とするものと爆發性、發火性の物品等を扱ふ業務とがあり、具體的には何れも内務大臣が指定することになつて居る。繼續、再開を命ぜられるものとしては食堂、生活必需品の配給、病院、診療所、藥局、運輸業務などの一般國民生活に必要なものが定められてゐる。これらの禁止、制限、繼續、再開は「防空ノ實施」に際し、行はれるがこれは空襲の危険が差迫つた場合及空襲直後を意味してゐる。「等ニ關シ」必要な命令を下すといふのは、公共團體が必要業務の代行をする場合などを豫想した規定である。

出費規定の整備と扶助金支給範圍の擴張

防空に關する出費として、最も重要な規定は、移轉費の新設である。

第十二條ノ二 第五條ノ六、第五條ノ九又ハ第八條ノ三ノ規定ニ依ル處分ニ因リ住居ヲ轉ズルニ至リタル者ニ對シテハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ移轉費ヲ給スベシ

この移轉費の支給は引越に要する實費を辨償するといふ趣旨から設けられたが具體的の金額等は未だ定つて居ない。尙移轉命令者の如何によつて國庫又は都道府縣の負擔とすること（第十五條第六項）に

なつてゐるが地方費負擔の場合でも國庫は、その全部又は一部を補助すること（第十七條四號）になつて居る。一方、生産疎開に必要な費用は管理者、所有者又は事業主の負擔（第十五條第四項）であるが物件移轉に要した費用に對してだけは國庫又は都道府縣は二分の一以内を補助（第十六條）することになつてゐる。

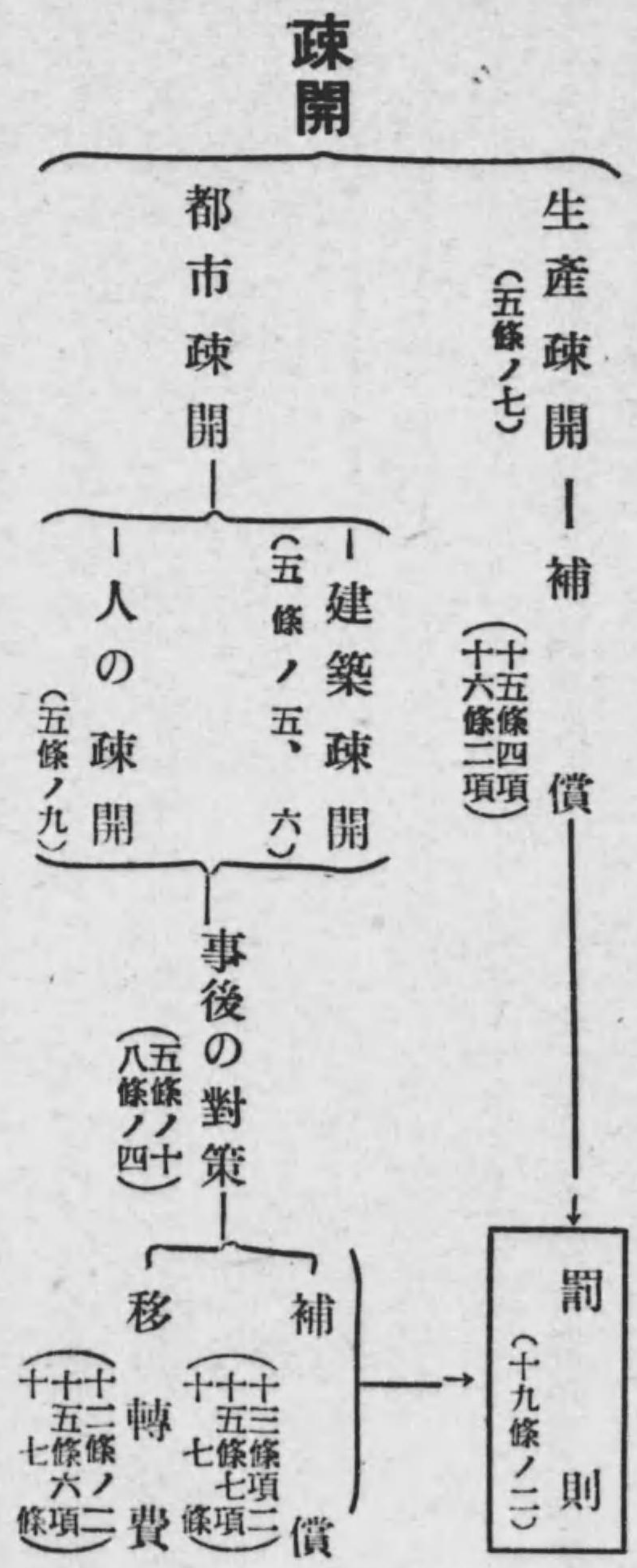
移轉費の國庫補助が全部又は一部となつたのと同様に、他の防空諸費も從來の二分の一以内の補助が全部又は一部の補助に改められた結果、それ〴〵補助率が高まつたのである。

移轉費の創設と共に、注目されるのは從來あつた防空の實施の場合における従事者扶助金の外に防空訓練の従事者に對しても扶助の途が拓かれたことである（第十二條）。その支給額についても死亡の時右手首の傷、右足親指の傷、右耳切斷の時など詳しく定められてゐる。そして、この場合の支給額は實際の防空時の七割程度となつてゐる。また疎開規定の新設と共に、補償規定も整備され、強權の蔭に濫い救済の方法が打樹てられてゐる（第十三條）。

罰則の擴張

疎開の實施に伴ひ、各種の命令を遵守しない者に對し、六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられることになつた（第十九條ノ二）。

疎開の定規の早見表



以上の逐條解釋を要約して見れば、今度の防空法改正の構想は、大體次の通りである。

- △ 昭和十二年、わが國に初めて防空法が制定された當時の防空といへば燈火管制、監視、消防、通信、警報などに限られたが、大東亞戰爭勃發直後の改正で、偽裝防弾などの實戰即應の防空的な部分と應急復舊の建設的な部分も加へ今度更に分散疎開、轉換、防疫、非常用物資の配給から、清掃、阻塞、應急運輸を民防空の範圍に増加したことは、戦局の進展につれ、敵米英の空襲状況に即應した措置である。
- △ 十六年の改正では、防空監視隊や特殊技能を有する者、特別の防空教育訓練を受けた者を防空に従事させる防空戦士の「白紙徵用」の制を創設する重大な規定を設けたがこれらの防空従事者については、防空訓練中の死傷病者に対する扶助の途を拓いた外には今度の改正では大きな變りはない。
- △ 防空上必要ある時は、これまで一定の物件について移轉命令を下すことが出来たが今後は施設、事業に對しても

移轉、疎開又は轉換が命じられることになつた。家屋も施設も防空上必要と認められた一定の區域内のものは、擧げて疎開を命ぜられるから、重要な工場、施設の附近などは立退命令が出ることもあるものと覺悟せねばならない。近くの家屋に焼夷彈が落ちて、これらの重要工場などがその火災に延焼するやうなことがあつてはならないからである。また要所には綠地、公園、廣い道路なども設けて置かねばならない。そのための立退きも必要である。延焼防止と避難のため空地擴張を圖るには兩者を、是非とも斷行せねばならない。

立退きばかりではない。轉居を命ぜられて、その跡は他の用途に用ひられることもある。甲の生産工場が危い時に乙の工場へ移轉し、乙の工場は他へ轉出することもある。

定められた區域から轉居するだけでは疎開の目的が完遂されないで、その區域には他からの轉入を許さないことは勿論、建物の新築が出来ないことはいふまでもない。しかも、その建物の利用も、たとひ私人の所有であつても疎開に伴ふ居住又は業務の用に供する必要から地方長官が決定する場合があるわけである。一方、この區域から轉出する者に對しては、住居や業務の場所を斡旋する制度も出来てゐる。これらの措置、命令には、それ相當額の補償が用意され、至れり盡せりの對策が打樹てられてゐる。

△ 營業、業務で防空上の必要の有無を判斷して、禁止、制限されるもの（映畫館の類）と繼續を命ぜられるもの（生活必需品販賣店の類）について規定が設けられたのは、しばしば實施されてゐた行政措置を規定に定めたのである。

△ 貯水槽、救護所を作り、道路が狭いため消防ポンプも出入出来ないやうな箇所を擴張するやうな場合、邪魔になる家屋、物件を移し、または土地を使用收用するのに、今までのやうにそれらの所有者と一々相談してゐては、時局に適當しないので、遲延の場合に備へ強制手段を用意したのである。

臨時議會の疎開論議

疎開を重點とした防空法の改正法律案は十月二十六日、開會された第八十三帝國議會に上程された。そして、二十七日の貴族院本會議で早くも可決され、二十八日開かれた衆議院の委員會も前後八時間にわたる快速審議を終り、同日中に本會議に上程となり、兩院とも原案通り可決確定した。

憲法に明示された住居の權利に關する疑點、強權發動の限界、適用地區、實行方法、入市制限の手續等々など多くの論議を豫想された疎開については、さすがに眞剣な質疑が集中されたが、このやうな重要法案を兩院とも一日で議了したことは議會史にも前例ないといはれてゐる。民防空の完成といふ至命令を盛つた法律案として、議會も政府の施策に全幅の信頼を寄せた證左とも見られる。疎開に關する議會の經過の中で、安藤内務大臣の兩院委員會における説明および兩院委員と内務省當局との質疑應答によつて、政府の意圖した疎開規定の運用が明かにされてゐる。

ここに内務大臣の説明と委員會の問答を顧みて見よう。

安藤内務大臣の説明

防空上の必要ある時は物件、施設または事業について、その移轉、分散疎開または轉換に關して必要な命令をなし得ることとした。從來より危険物件、または重要物資等の移轉を命ずる規定があつたが、さらにこれを施設及び事業にまで及ぼし、また分散疎開、轉換に關しても命令をなし得ることとし、以て戰爭遂行上最も重要な工場その

他施設または事業を、空襲の被害から免れしめ、また被害よりの復舊を迅速ならしめ、以て生産増強に支障なからしめんことを期したのである。都市の疎開を行ふことは防空上喫緊の要務と考へるので、之に必要な規定を整備することにした。即ち重要都市の防備を全くする爲には、第一に建築物の分散疎開を爲ることが必要であるので、一定の區域内に於ける建築の禁止制限を、一般の建築物にまで擴張すると共に、從來よりの除却、改築命令の外に、新たに其の區域又は一定の地域内に存する建築物の使用又は處分に關しても必要な命令を發し得るやう關係規定を改正することにした。

以上の如く建築物の分散疎開を圖ると共に、一定の重要都市在住人口の地方轉出を圖ることが防空上必要であるので、其の都市内にあるを必要とせざる如き人や會社の地方への轉出は、極力之を奨めて行きたいと思ふが特に必要ある場合は轉居を命じ、又は營業所其の他の業務の場所の移轉を命じ得る如くすると共に、一方地方より重要な都市への人口の轉入、及び其の都市における營業所其の他の業務の場所の新設をも禁止又は制限するの方途を開いたのである。尚ほ都市住民の事前に於ける退去は、一般には之を禁止制限し得ることのみ規定せられて居たが、情勢の推移に伴ひ、空襲判斷上其の必要ありと認めたる場合に於いては、一定區域内の老幼病者等の要保護者其の他に對して、退去を命じ得る如く改正したのである。

次に建築物の除却または轉居、移轉若くは退去の命令等の措置により、住居または業務の場所を移轉するに至つたのは住宅難、事務所難は特に深刻なるを豫想せられるので、これら關係者に對して、移轉先における住居または業務の場所を供與するために建築物の使用に關して必要な命令をなし得ることとするともに、これらの轉居者に對して、移轉費を給することとし、もつて保護の全きを期したいと存する次第である。また主として都市疎開區域内の空家の適正なる管理を圖るために、建築物の使用または處分に關して、必要な命令をなし得ることとしたのである。防空の實施に關し、設備の整備に當つては、最も有効適切なる地點に是が配置をなし得るやう、必要な土地、工作物または物件を收用または使用し得るの途を開き、防空設備の整備の實效を助することにした次第である。また防空の實

施に際し必要ある時は、營業その他の業務を行ふ者に對し、或る程度の統制を加へ得るやう致す必要があらうと思はれるのでその規定も新設することにした。以上が今回の改正の要點である。

△貴族院の委員會

梅園委員 分散疎開ほどの程度行ふや。

上田防空局長 人口疎開の問題は慎重を期せねばならぬが、第一段として自發的意思による疎開をさせ、第二段には勸奨、第三段には命令による。命令による場合は、原則として全戸移轉、やむを得ざる場合は親戚縁故をたどるといふ轉出の方法である。轉出のための荷造り用品は配給を行ひ、列車、自動車などを特別指定し、運賃の輕減を行ふ。職を失ふものには轉職の斡旋、學生については轉入學をなし得る便宜をとり、急速に具體案を作成する。建築物疎開については、建物の新築と建物面積を地區を指定して制限、または除却、改築、防火改修をなさしめる。自費で除却、改築出來ぬものは住宅營團がこれを行ふ。

赤池委員 建築物の除却、改築等は多分に所有權の問題に關係を及ぼす。本法は戰時となつてゐないが戰後には舊に復するを許すや、また戰時といふ名稱はなくとも、戰時について考慮され、私人所有權を尊重する意思ありや。安藤内相 國民の私有財産所有權は勿論、保護尊重する。世上私有財産奉還のごとき單純な用語を用ひた論をなすものあり。寒心に堪へない。内務大臣において十分注意を加へ、取締りた。

防空法全體は戰時または事變を指してゐる。本法の私權に關する制限規定は、法令に觸れない範圍内で、私權の自由を認められ、戰局の緩急に應じて、制限に自ら差異があるはずである。本法運用については精密なる計畫を樹て、勸奨第一主義により強權の發動をさけるが、事態の急なるときは、當事者の好まぬ場合でも、全體の必要から、私權に制限が加へられることもあり得る。

淺田委員 防空法は制定後たびたび改正されたが、本改正案により民防空の完璧を期し得るか。

内相 防空の完璧といふことは相手のあることであるが、今日豫想し得る情勢下においては、この改正案により諸般

の處置は採り得るものと思ふ。

△衆議院の委員會

木村委員 防空行政を内務大臣に一元化すべきにあらずや。

上田防空局長 空襲に對し、關係各省が平素から十分に機能を發揮するやう、連絡、調整、統一が計畫されてゐる。

現行勅令でも内務大臣は陸海軍大臣の提示を受けて、内務大臣が他の各省大臣に提示することが出來、また官廳防空の計畫を立てる場合も、内務大臣は協議を受けることになり、連絡調整の途が拓かれてゐるが今回の機構改正で更に強化される。

木村委員 分散疎開、轉換、防疫、非常用物資の配給等は十二年または十六年の法案にどうして入れなかつたか。分散と疎開は別に適用されるや

上田局長 分散疎開等は當然防空業務であるが明文になかつた。その後情勢の變化でこれらに對する對策の樹立が最も大切な事柄となつたので、規定に明示し、諸般の規定を適用して業務の充實を圖ることにした。分散と疎開は別個の意味であるが法規の扱ひ方としては差別を設ける必要はないと考へてゐる。

木村委員 第八條ノ三に主務大臣ハ防空上必要ナル時は居住者ニ對シテ退去ヲ命ズルコトヲ得ルとある。從來は自由退去は認めないと思ふが如何。

上田局長 退去は空襲が本當に切迫して状況がもつとも急な場合に立去ること、第五條ノ九の人口疎開は事態がまだ切迫しない時期に移轉することである。

木村委員 近き將來本法を實施するに當り、どの位の經費を新たに必要とするか。

上田委員 京濱、阪神、名古屋、北九州地帯には分散疎開の仕事が多く集中されるので地方團體としては相當の負擔をしなければならぬと思ふが第十七條の改正で地方負擔を相當に輕くした。まだ經費概算は出來てゐない。

木村委員 轉業、移轉、分散疎開に伴ふ輸送計畫如何。

上田局長 移轉する物と人の量が決まれば鐵道當局と協議することになつてゐる。大都市へ入る貨車は相當輻輳してゐるが出来るものは若干の餘力を持つてゐると思ふ。

花村委員 建築物及び人口の分散疎開を実施する主要都市は何處なりや。

上田委員 京濱地帯、阪神地帯、北九州地帯、名古屋地帯を豫定してゐる。

花村委員 建築物並に人口の分散疎開の方策如何。

上田局長 分散疎開には生産と都市の二方途がある。都市の分散疎開は更に建築物と人口の分散疎開が考へられる。只今の方針としてはまづ建築物の疎開から着手し、これに伴ふ人口疎開を併行したい。この建築物の疎開をやるには一、重要工場周辺の疎開を圖る二、密集地帯に相當廣幅の道路を設ける三、交通の頻繁なる場所、停車場等に廣場を造成するといふ三方法を考へてゐる。人口の疎開は事柄が非常に重大であり、防空以外の面からも考へるべきで差當りは建築物疎開に伴ふ人口疎開を実施するつもりである。

花村委員 工場疎開はどうするか。建築物疎開の戸數、人口の概算如何。

上田局長 工場疎開は第五條の七で當然やれるが軍需省を中心に考へることにならう。疎開戸數、人口は只今東京都で計畫してゐる分は數千戸、數萬人である。

花村委員 分散疎開は空襲前に行ひ、退去は空襲の差迫つた場合にやるとの説明は、戦局の現情から見つたりしないではないか。

上田局長 分散疎開も退去も共に事前の措置であり、空襲後の處置は避難である。諸情勢の判断から自ら時期が決まる。

田中委員 都市疎開の本質が一般に理解が十分でないため、徒らに都市外へ逃げ出ることを疎開と考へ、先走つた色々の弊が生れてゐる。疎開の本義如何。

安藤内相 都市疎開の目標は、重要都市に綠地、公園、道路等の非建築地を十分に造成し、建築面積の敷地面積に對

する割合を少くするにある。かやうに工場家屋の疎開の実施により、その屋内住民は地方へ轉出することになるまづ第一手段として會社、團體または一般市民のうち、必ずしも當該都市に居住の要のないものを地方へ轉出させるつもりである。一般人の地方轉出は勸奨によつてなるべく實施したい。一律に何萬の人口を減らすといふことでは轉出先の居住も考へねばならぬし、必要な地域、建物をまづ眼目に着手する方針である。

田中委員 法律に基く疎開と法律以外の意味における疎開を分けて考へられるか。

安藤内相 然り。

田中委員 重要都市以外の都市における空地保存に對する所見。

安藤内相 防空法上の重要都市でなくとも都市計畫法、市街地建築法等の運用により十分空地保存の方法は講じ得ると思ふ。

田中委員 本法の「一定ノ地域」である重要都と然らざる都市との區別の標準如何。

安藤内相 これは空襲の顧慮から、被害の大小輕重、一般戦力に及ぼす影響の大小といふことの綜合判断から重要都市と然らざるものを内定してゐるわけである。

田中委員 法律上の疎開でなくても國家補償の制度を適用するや。

安藤内相 出来るだけ便宜を供與したい。

田中委員 一定の地域の個人々々を指定することなきや。

安藤内相 特に必要な者に残つて貰ふといふ方式を探りたい。建物、事業、施設を指定してやる場合もある。

江口委員 重要都市に重點を置き、筑豊炭田の如き、重要生産地帯の防空を疎んずる傾向なきや。

安藤内相 主要都市の中には重要工場の蟄集してゐる地方も含んでゐる。工場、鑛山、港灣については今日迄に特別に防空の實行を致して居る。

江口委員 第八條ノ三の退去を命じ得る人の範圍如何。

上田局長 公務員及び國家總動員上必要ある者を除き特に防空の實施に従事するの要なき者、平たく言へば足手纏ひとなるやうな者をいふ。

江口委員 第八條ノ五の營業並に業務の範圍如何。

上田局長 禁止制限する營業は興行及これに類する多數集合の業務、繼續再開は生活必需品、衣料品等の販賣配給等に關する業務、或は運輸醫療事業をいふ。

江口委員 移轉費の支給基準如何。

上田局長 十二條ノ二の移轉費は家族の員數、移轉先までの距離等を標準として實費を辨償するつもりである。その員數、距離は包括的にある限度を設けることとならう。

近藤委員 防空法は重點的に適用しても地方の補助的役割も重大である。當局の用意如何。

上田局長 地方行政協議會長を中心に、諸般の連絡協調をするやう指導してゐる。食糧等の分散貯藏、一時退去者の收容等には今後大都市と近郊地帯と一層緊密に連繫させたい。

高城委員 帝都その他の重要都市から移轉して然るべき者の調査ありや。

上田局長 本人の申告に基づく調査をしてある。

高城委員 疎開に伴ふ住宅はどうなるか。

上田局長 法律では使用處分に關し必要な命令を出せることになつてゐるが實際はなるべく話合で、斡旋したい。取拂つた家は營團その他信用ある法人が地方廳の指示の下に適當な地帯に移築する。法規を發動するのは止むを得ない時に限る方針である。

高城委員 轉入の禁止制限に對する具體的方針如何。

上田局長 内務大臣の別に定むる者を除き、居住地または業務所在地の地方長官の許可を受けることになる。内務大臣の別に定むる者とは公務員、總動員業務の必要によるもの、その他これに類する正當な事由ある者をいふ。旅行者は除外するが旅行と稱して長く滞留する者は轉居と見做す。何箇月以内は旅行とするといふ決定をする方針である。

衆議院の委員會は討論に入るに先立ち、一宮委員長から、左の三箇條を希望として述べ滿場一致、原案通り可決した。

(希望條項)

第一 帝都防衛の完備を期することは、決戦體制における時局下第一の要請であるから、政府は特にこの點に留意されたい。

第二 内地も、戰場なりとの觀念に徹し、決戦都市を完備せしむるといふ積極的防空精神を喚起し、防空體制の強化整備を期せられたい。

第三 空襲下における輸送、通信勞務其の他の綜合施策を樹立して、空襲下における分散疎開、移轉等に遺算なきを期せられたい。

疎開を取扱ふ官廳

疎開の計畫を立案し、實施する官廳は内務省防空總本部である。

防空總本部は國內態勢強化方策に基き、これまでの防空局を改組、擴充したものである。民防空の總元締として、必勝の陣容を築くため活躍して來た内務省の防空局ははげしい戦局に呼應して、國を擧げ

ての防空要塞を完成する大目標の下に發展的に解消、防空總本部の誕生となつたのである。

燈火管制の制定から、家庭防空のやり方、警報傳達の方法、待避壕の掘り方、或ひは工場、學校、乳幼児のことまで、あらゆる方面の防空態勢を確立した防空局は「時局防空心携」の改訂を機會に、疎開といふ大役を引受け、内務省の一局から大きな外局へ生れ變つた。内務大臣を本部長、内務次官を次長とし、總務局、警防局、施設局、業務局の下に十一課を配した防空總本部は、内務省を實質上の「防空省」へ飛躍させたといはれてゐる。

今まで防空局では他省との連絡に十分でなかつたことは事實である。しかし、空襲時となれば緊急の避難は運輸通信省、貯藏米の供出、應急衣類の配給は農商省、醫者の動員、避難救護所の設置は厚生省と何らの連絡なく區々別々の所管では防空の完璧は期せられない。かういふ場合に備へて防空總本部は防空に關する各廳事務の調整統一に關する事項も所管することとなり平常から各省と十分連絡、研究を行ひ、對策を樹てておく機構と權限を與へられ、民防空は水も洩らさない布陣を終つた形である。従つて防空總本部が第一着手に取上げる疎開についても國民の期待に副ふやうな成果を期待されてゐる。防空總本部の分課規程から見れば、疎開の事務は總務局の疎開課で専ら擔任するやうに解釋されるが、實際は防空總本部の全機能を動員してこの難事業を處理することになつてゐる。

歐洲における敵米英の盲爆狀況を見ても、その目標が生産、工場都市から、政治、文化、經濟都市へ擴大し、工場に對しても官衙、會社または住宅に對しても無差別爆撃を實施してゐることが明かである。しかも、大都市を選んで盲爆を繰返してゐる。もちろん、山間僻地への投彈が無價値に近いところ

からすれば、敵の企圖も人と建物の密集した京濱、阪神、中京、北九州地區に集中されてゐることを覺悟せねばならない。防空の訓練、資材の整備、精神の鍊成、民防空組織の確立を完成したわが國に残された最後の懸案が重要都市の防空的改造、即ち疎開であるといつても過言であるまい。

前線で見敵必滅の皇軍は、銃後でも絶対不敗の護りに黙々と精進してゐる。この必勝の軍防空に應へて、防空總本部は重要都市の地方への分散疎開といふ大事業を斷行し、敵機の來襲にも不死身の民防空を打樹てることになつたのである。その機構を概説しよう。

防空總本部官制

第一條 防空本部ハ内務大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

一 防空ニ關スル事務

二 防空ニ關スル各廳事務ノ調整統一ニ關スル事項

第二條 防空總本部ニ左ノ職員ヲ置ク

長官、次長、局長（四人、勅任）書記官（專任九人、奏任）事務官（專任二十一人、奏任）理事官（專任十三人、奏任）技師（專任三十二人、奏任）内二人ヲ勅任ト爲スコトヲ得）屬（專任七十九人、判任）技手（專任六十五人、判任）

警防局長ハ内務省警保局長、施設局長ハ内務省國土局長ヲ以テ之ヲ兼ネシム

第三條 前條ノ職員ノ外内務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第四條 防空總本部ニ左ノ四局ヲ置ク

總務局、警防局、施設局、業務局

各局ノ事務ノ分掌ハ内務大臣之ヲ定ム

第五條 防空總本部ニ參與ヲ置キ部務ニ參與セシム參與ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第六條 防空總本部ニ専門委員ヲ置キ防空ニ關スル専門ノ事項ヲ調査セシム
専門委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第七條 長官ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨グズ

第八條 次長ハ内務次官ヲ以テ之ニ充ツ部務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ統督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第九條 局長ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第十條 書記官、事務官及理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十一條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十二條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十三條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第十四條 防空總本部ニ防空研究所ヲ置キ防空ニ關スル研究及防空資材ノ檢定ノ事務ヲ掌ラシム

第十五條 防空總本部ニ防空講習所ヲ置キ防空ニ關スル講習ヲ掌ラシム

防空講習所ニ所長ヲ置キ書記官ヲ以テ之ニ充ツ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

防空總本部構成

第一條 總務局ニ左ノ三課ヲ置ク

庶務課、企畫課、疎開課

第二條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人事、會計及文書ニ關スル事項

二 防空従事者ノ救恤及扶助ニ關スル事項

三 他ノ局課ノ主管ニ屬セザル事項

第三條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 防空ニ關スル綜合企畫及調査研究ニ關スル事項

二 防空計畫ニ關スル事項

三 參與専門委員等ニ關スル事項

第四條 疎開課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

本令施行ノ際現ニ内務省職員ノ職ニ在リテ防空局又ハ防空研究所ニ屬スル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ内務書記官ハ防空總本部書記官ニ、内務事務官ハ防空總本部事務官ニ、内務理事官ハ防空總本部理事官ニ、内務技師ハ防空總本部技師ニ、内務屬ハ防空總本部屬ニ、内務技手ハ防空總本部技手ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ内務省職員ニシテ休職中ノモノ（休職ノ際防空局又ハ防空研究所ニ屬シタル者ニ限ル）別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ防空總本部ノ職員ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

- 一 都市疎開ニ關スル事項
 - 二 綠地、防空空地及空地帯ニ關スル事項
 - 三 建築及工場ノ規制ニ關スル事項
- 第五條 警防局ニ左ノ二課ヲ置ク

警備課、指導課

第六條 警備課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 警備ニ關スル事項
 - 二 消防ニ關スル事項
 - 三 消防器材ノ整備ニ關スル事項
- 第七條 指導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 防空ノ實施及訓練ノ指導ニ關スル事項
 - 二 防空監視隊ニ關スル事項
 - 三 防空思想ノ普及ニ關スル事項
- 第八條 施設課ニ左ノ三課ヲ置ク

資材課、土木課、建築課

第九條 資材課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 防空物資ニ關スル事項
 - 二 防空設備資材ノ整備ニ關スル事項
 - 三 土木課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 第十條 土木課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 貯水槽、防空壕其ノ他防空土木水利施設ニ關スル事項

二 河川、道路及水道ノ防護並ニ應急復舊ニ關スル事項

第十一條 建築課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 建築物ノ防空施設ニ關スル事項
 - 二 建築物ノ應急復舊及應急建築ニ關スル事項
 - 三 市街地建築物法施行ニ關スル事項
- 第十二條 業務局ニ左ノ三課ヲ置ク

救護課、配給課、生産防空課

第十三條 救護課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 防毒、救護防疫ニ關スル事項
- 二 藥品衛生材料ノ備蓄配給ニ關スル事項
- 三 避難ニ關スル事項
- 四 應急輸送ニ關スル事項

第十四條 配給課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 非常用食糧、燃料ノ備蓄配給ニ關スル事項
- 二 非常用被服其ノ他生活必需品ノ備蓄配給ニ關スル事項
- 三 非常用住宅材料等ノ備蓄配給ニ關スル事項

第十五條 生産防空課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 工場及鑛山ノ防空ニ關スル事項
- 二 電氣及瓦斯ニ關スル工作物其ノ他ノ施設ノ防空ニ關スル事項
- 三 地方鐵道及軌道ノ防空ニ關スル事項
- 四 港灣及船舶ノ防空ニ關スル事項

疎開の方針

疎開は、憲法に定められた國民の居住、移轉に關する權利に直接間接、影響する防空上の重要な施策であり、防空總本部では慎重な方針をもつて臨んでゐる。その大綱を掲げ、關係者の指標とする。

△ 疎開地帯

- (1) 東京都の舊市域—川崎市—横濱市を結ぶ京濱地帯
- (2) 大阪市—尼崎市—神戸市の阪神地帯
- (3) 關門海峡から洞海湾に至る北九州五市を中心とする地帯
- (4) 名古屋市を中心とする重要工業地帯

△ 疎開場所

五大都市および北九州五市地帯が疎開區域であるがその全地域が疎開されるのではない。現在のところ、重要工場周邊、家屋の密集地帯、交通頻繁な驛前、重要な十字路などが疎開場所として、決定してゐる。

△ 疎開順序

疎開は都市民生活の根本に觸れる重要問題であり、都市民の時局認識による全幅の協力がこの施策を促進する根底となるものである。政府は、國土防衛の軸心として疎開の實施を發表するや、まづ内閣に官廳の「疎開實行本部」を設置し、直ちに第一次官廳疎開方針を決定した。これと共に、統制機關や外郭團體の疎開方針も急速に定めた。この政府の疎開に對する熱意は、民間の協力態勢を強固にし、前途に多くの難關を豫想された疎開も順調に軌道に乗つてゐる。

官公署の疎開に續いて、着手されるのは工場その他の施設であり、工場周邊の空地設定、密集地帯、驛前、十字路の順序で疎開される段取りとなつてゐる。工場の疎開は戦局の深刻化に伴ふ軍需生産増強の急務と地方への移轉による都市勞務者の喪失、工作機械や資材などの諸條件を考慮することによつて、順次實行されることになつてゐるがこのいはゆる生産疎開は、軍需省がその任に當り立案し、防空總本部が協力推進することは、他の疎開と異なる點である。

工場周邊の家屋は都市内の地區又は地方へ移すことになるが、これら家屋を移轉するには、軍の空襲状況に對する判斷等に基き緩急前後を決めることになることは勿論である。

何れの疎開、どの地區においても、今度の改正防空法に規定された強權はなるべく發動しない。原則として關係者が疎開は戦力増強上必要なりとの認識に徹し自發的な協力による疎開を實施することが防空總本部の根本方針となつてゐる。法規は、最後の場合に抜き放たれる「傳家の寶刀」としての威力を與へられてゐると見るべきである。

△疎開實施者

轉居、移轉などの實施の前提として、防空總本部が關係各省と緊密な連絡協調の下に疎開計畫を立案し、各省も所管事務に關しては夫々具體策を防空總本部と連絡の上樹立し、それに基いて地方長官が具體的な實施の責に當る。しかし、あらゆる場合の施策が最下部の行政組織である市町村、警察署等と協力し實施に當ることが豫定されてゐる。

第五條ノ十、第八條ノ四に規定されてゐる疎開の事後対策で、空家の跡始末、住宅斡旋を實際に推進するものは公共團體の外、住宅營團その他の有力な團體がこれに當ることが最も妥當な方法として考慮されてゐる。

要するに疎開の重點である都市疎開の實施方針としては、人員疎開については出来る限り強制を避け極力勸奨によるが、建築物の疎開、輸入制限、建築物の利用統制については強権を用ひることになつてゐる。

準備から實施へ

内務省は、第八十三議會で防空法の改正案が通過すると共に、防空法施行令、防空法施行規則などの關係勅令および省令の整備に取掛つたが一方十一月下旬本省に疎開關係府縣の關係官を招集し都市疎開

の具體的方策を協議し、その後各方面との折衝を急いでゐたが十二月二十一日の閣議で「都市疎開實施要綱」を決定した。同要綱及び同時に發表された防空總本部長官談を掲げることとする。

都市疎開實施要綱

(昭和十八年十二月二十一日情報局發表)

第一 方針

九月二十一日閣議決定「現情勢下における國政運営要綱」の趣旨にもとづき帝都その他の重要都市につき強力なる防空都市を構成する如く人員、施設および建築物の疎開を實施す

第二 要領

一、疎開區域Ⅱ疎開區域は京濱、阪神、名古屋および北九州地域に屬する左の重要都市とす

【京濱地域】東京都區部、横濱市、川崎市 【阪神地域】大阪市、神戸市、尼崎市 【名古屋地域】名古屋市 【北九州地域】門司市、小倉市、戸畑市、若松市、八幡市

前項の區域外においても状況により必要と認むる都市においては疎開の勸奨、建築物の除去を行ふ

二、人員の疎開

(イ) 疎開せしむべき人員Ⅱ疎開せしむべき人員は建築物の疎開または施設の疎開に伴ふ者のほか左に掲ぐる者およびその家族とす、但しとくに疎開區域内に居住を必要とするものを除く

(ロ) 疎開區域外に職場を有する者 (ハ) 企業整備などにより轉廢業する者 (ニ) その他疎開區域内に居住するの要少き者

適當なる時期に疎開人員に關する實情調査を実施す

(2) 疎開の勸奨

- (1) 人員の疎開は原則として勸奨によるものとす(ロ)疎開はなるべく世帯單位の地方轉出をはかるなど家族主義の精神にとらざる如くす(ハ)人員の轉出先は疎開區域および軍事上の重要都市の地域を避くる如くす
- (3) 移轉獎勵金の交付(左に掲ぐるものにして世帯を單位として轉出するものに對し、移轉獎勵金を交付す
- (1) 都市民税一定額以下の者および都市民税免除者(ロ)入營、應召軍人の遺家族(ハ)被徵用者の家族
- (ニ) その他必要と認むる者

三、施設の疎開

(一) 左に掲ぐるもの、施設または事業に關し統合理または地方移轉などの計畫を樹立實施す

(イ) 學校(ロ) 公共團體、各種外郭團體(ハ) 各種統制機關(ニ) 會社、工場等

(二) 疎開區域内においては店舗、工場などの疎開に資する如く企業整備を特に強化促進す

四、建築物の疎開

(一) 都市疎開事業として左に掲ぐる地區内の建築物を除却す

(イ) 疎開空地帯(ロ) 疎開空地1、重要施設の疎開空地2、交通疎開空地、疎開小空地

(二) 建築物の除却は防空法第五條の六による測量、評價、除却などの施行は徹底したる戰時的方式による

(三) 建築物の除却により移轉する人員は能ふ限り疎開區域外に轉出せしむ

(四) 移轉者に對しては防空法第十二條の二により移轉費を支給する

(五) 除却建築物の古材などの利用はこれを統制す

(六) 交付すべき補償金などについてはこれが浮動化防止の措置を講ず

五、輸送に關する措置

- (一) 疎開に關する輸送は鐵道および自動車輸送その他の小運搬、荷造作業などを通じ統一的に處理し得る如く措置す
- (二) 疎開輸送を迅速かつ圓滑ならしむるため各種資材の確保をはかり、これが配分に關しては前項の統一的輸送に適合することく措置す

(三) 荷造所要資材に關しては極力故品の利用をはかり、かつこれが回収を強力に實施す

(四) 運賃、料金その他諸費用に關する特別取扱を行ふとともにその簡明單純化をはかる

(五) 荷造および小運搬の勞務に關しては極力餘剩勞力を動員するなどの措置を講ず

六、移轉先家屋の斡旋、供給その他の便宜供與

(一) 移轉先の家屋については各自の縁故先にこれを求むるのほか家屋、空間の提供態様および店舗などの住宅化を強力に實施す

(二) 移轉先における轉、就業の斡旋または轉入學の特別取扱、土地、家屋、家財の受託管理または賣買斡旋などに關しては極力便宜供與の措置を講ず

七、その他疎開に伴ふ措置

(一) 建築の規制

1、建築規制區域は疎開區域とし防空法第五條の五第一項により指定す

2、建築規制區域内の建築は原則としてこれを禁止す

(二) 轉入の規制

1、轉入規制區域は疎開區域とし防空法第五條の九により指定す

2、轉入の規制は轉入を必要とする證明書の發給または地方長官の許可によりこれを行ふ

3、業務の場所の新設および轉入は極力抑制す

(三) 建築物の利用統制(建築物の除却に伴ふ人員にして疎開區域内に居住を要するものに對し住居を確保するなどの

八、疎開事務擔當機關

- 目的をもつて疎開區域内においては防空法第五條の十の規定にもとづき建築物の利用統制を行ふ
- (一) 疎開區域に關係ある都府縣廳には疎開事務の綜合、連絡、調整ならびに都市疎開事業の圓滑なる執行をはかるため必要なる組織を設く
 - (二) 各廳連絡に關しては地方行政協議會の活動などによるものとする
 - (三) 區役所などに疎開指導所を設置し疎開に關する勸奨、指導、斡旋に任せしむ

防空總本部長官談「都市疎開ノ實施ニ就テ」

戰爭ノ現段階ニ對處シテ一億國民ハソノ總力ヲ擧ゲテ敵ノ反攻特ニ本土空襲ニ對處シ得ベキ態勢ヲ確立スルノ要アルコトハ申ス迄モナイ。依ツテ政府ハ疊ニ九月二十一日國政運管要綱ニ關スル閣議決定ニ於テ國內防衛態勢強化ノ方針ヲ確立シ爾來之ニ基キ都市疎開ノ實施ニ付鋭意研究ヲ進メツツアツタガ、本日ノ閣議ニ於テ別紙ノ如クソノ要綱ヲ決定シタ次第アル。

ソノ目的ハ帝都並ニ重要都市ニ付強力ナル防空都市ヲ構成スルト共ニ一億國民ノ戰鬪配置ニ遺憾ナカラシメントスルニ在ル。即チ都市疎開ニ依リ人員ノ地方轉出、施設ノ疎開、建築物ノ除去等ガ行ハレルノデアアルガ、之ハ單ナル都市ヨリノ退散、家屋ノ取壊シデハナイノデアアツテ之ニ依ツテ戰時生産ノ中樞タル都市ノ防衛ヲ完備ナラシムルト同時ニ地方ニ疎開シタル者ヲシテ夫々ソノ轉出先ニ於テ軍需生産、食糧増産等ニ寄與セシメントノ積極性ヲ有ツモノデア。地方轉出ノ勸奨ニ當ツテ特ニ家族主義ノ精神ニ悖ラザル様強調シタイノモ此ノ故ニ外ナラナイト共ニ除却サレル建築物ノ關係者等ニ於テモ此ノ邊ノ事情ニ付十分ナル理解ヲ希望シタイ。

現下ノ情勢上都市疎開ハ急速ニ實現ヲ要スルノデアアルガ資材、輸送等極メテ困難ナ事情ノ下ニ中々ノ難事デアアルコトハ勿論デアツテソノ成否ハ偏ニ官民一般ノ理解ト協力トニ係ルト申サネバナラナイ。政府ニ於テモ萬全ノ手配ヲ盡ス所存デアアルガ疎開區域ニ關係アル都府縣各市民各位ノ心カラナル協力ニ期待スル所ガ頗ル多イノデアアル、尙轉出者ヲ受入レル地方、即チ疎開區域外ノ國民各位ノ配意ガ至大ノ影響ヲ持ツノデアアルカラ此等地方ニ於テ轉出者ヲ温カク迎ヘテ頂クコトガ極メテ肝要ト信ズル。

斯クシテ此ノ必要ニシテ而モ困難ナル戰時非常ノ措置ガ急速且圓滿ニ遂行サレンコトヲ念願シテ已マナイ次第デア。ル。

疎 開 と 轉 學

人口疎開に伴つて中等學校以下の生徒、兒童の轉學などはどう取扱はれるか——文部省では、内務省の疎開對策が五大都市で逸早く具體化に乗出したのに、相呼應して轉住者の關心深いこの問題について、疎開の圓滑な促進を目ざして十一月下旬、當面の方策を決定し、全國の地方長官あて通達した。

文 部 省 の 轉 學 方 針

一、疎開を實施すべき指定區域、または地區から轉住する者の子弟で現在中等學校在學中の者は、同種學校または同種學科に轉學する場合には、轉學先の學校の定員または轉學時期の如何に拘らず許可する

轉住地の關係上、從來在學してゐた學校と同種の學校あるひは學科に轉學の困難な場合には、國民學校初等科終了程度を入學資格とする中等學校の第二學年以下の在學生徒に限り、學級および學科の種類や時期の如何を問はず轉學を許可する

二、轉學の手續はこれまで學校長の間で行はさせてゐたが、大正十二年の關東大震災のときの實情からしても、各生徒の志望通り無制限に轉學を許可すると、轉住地の如何に關せず優良學校に志願者の集中する恐れがあるので、

本人の志望のほか各轉住地、家庭の事情などを參酌して當該地方長官で適當な配置をするやう特別の手續をきめさせる。

三、國民學校および青年學校の児童生徒については、義務教育である關係上、別段の制限は伴はないが、たと學級および學校の児童定員に關する制限を緩和させる。

四、以上の取扱には、疎開のために轉住することを證明する書類が必要だが、その證明の形式、交付方法なども決定されてゐる。

五、疎開の趣旨を體して、單身轉住しようとする生徒で、轉住先に近親者または適當な保護のある者についても以上に準じて取扱ふ。

官廳の疎開

政府は、國內態勢強化方策を決定すると共に、一般の都市および生産疎開に率先して官廳の地方疎開も實施することになり、内閣總理大臣が管理する「實行本部」を設置し、左の要領で進むことに閣議決定した。

一、疎開すべき官廳は閣議において決定すること

一、疎開に當り特に注意すべき事項左の如し

(一) 疎開する官廳は特に人員を減少すること

(二) 疎開する官廳において特に保管物品を整理減少すること

(三) 出來得る限り移轉先の人を採用すること

(四) 移轉先においては官廳は必ず現存建物を利用すること

(五) 疎開實施のため建物の新築は極力之を避くること

一、疎開實施のため内閣總理大臣の管理の下に左記の者を以て實行本部を組織し順序を立て、各廳の準備を整へしめ、出來得る限り速かに且強力に實施すること

(記) 内閣書記官長、企畫院次長、企畫院第一部長、内務省地方局長、大藏省主計局長、鐵道省業務局長、内閣官房總務課長

この實行本部は、すぐに具體案を練つた結果、次の通り疎開の方策を決定した。ここで注目されるのは、中央行政官廳は地方疎開から除外され、戦時行政の中樞である帝都に存置することになつたことである。

官廳の第一次地方疎開實施

一、別表の官廳、官設工場及び學校は之を第一次的に疎開すべきものとす

二、疎開先は成るべく學校、工場規制地域外とするも特に止むを得ざるものに付いては實行本部と協議の上適當に之を定むるものとす

三、關係各廳は本件疎開に關し必要なる事項(實施計畫案あるものはその計畫案)を十月二十日迄に實行本部に提出するものとす

内 閣 恩給局(麹町區和田倉門内)印刷局大手前工場(麹町區大手町)統計局月島分廳(京橋區月島町)

内務省 東京土木出張所(麹町區内務省構内)横濱土木出張所(合併移轉)(横濱市神奈川區表高島町)

大藏省 東京地方專賣局品川工場(品川區東品川五丁目)

文部省 東京帝國大學(法文經)(本郷區本富士町)東洋文化研究所(本郷區東京帝大構内)東京農業教育專門學

校（目黒區駒場町）東京外國語學校（麴町區竹平町）國民精神文化研究所（品川區上大崎長者丸）民族研究
 所（赤坂區靈南坂）資源科學研究所（赤坂區青山高樹町）
 農林省 東京營林局（小石川區小石川町）
 商工省 東京鑛山監督局（麴町區永田町）地質調査所（京橋區木挽町）
 逓信省 貯金局の一部（麻布區飯倉町）電氣試験所（品川區田町）無線電信講習所（目黒區下目黒）東京逓信講習所
 （麻布區廣尾町）總務局需品課被服工場製機工場等の工場及倉庫（芝區赤羽）逓信官吏練習所（芝公園）
 鐵道省 鐵道技術研究所（芝區濱松町）東京鐵道教習所（豐島區池袋）東京地方施設部（麴町區丸之内）資材局被服
 工場（品川區西品川）資材局木材防腐工場（芝區高濱町）
 大東亞省 興亞鍊成院、興亞鍊成所（合併移轉）（豐島區池袋）（澁谷區原宿）

次に、十二月一日に發表された統制機關及び外郭團體の整理刷新方針は次の通りで、官廳の整理強化に準じて成案を得たものである。この方針によつて整理された人員、建築物等は擧げて地方疎開を斷行することになり、民間における都市および生産の疎開に先んじて官廳ならびに準官廳疎開が緒に附いたことは國土防衛上、疎開の占むる重要性を全國民に痛感させ、その促進に拍車を加へることになつたことは勿論である。

統 制 機 關

昭和十八年九月二十一日閣議決定「現情勢下における國政運営要綱」に基き左記要領に依り各種統制

機關及統制會等生産第二線部面の整理刷新を圖るものとす。

一、整理刷新の對象たる統制機關は左の各號の一に該當する法人または任意團體とす

(イ) 生産、配給、消費、運輸金融等に關する經濟統制法令に基き設立せられたるもの(ロ) 前號に掲ぐる法令に依り統制機關として指定せられたるもの(ハ) 其の他政府の指導斡旋により設立せられ經濟統制事務を擔當するもの

二、統制機關に付ては左の要領に依り整理刷新を行ふものとす

(イ) 設立本來の目的の大部分を喪失し又はその機能を停止せるものはこれを解散せしむ(ロ) 生産者需要者その他關係者少數にして生産、配給、消費等に關する官廳、統制會その他の命令指示等に依り統制し得るものと認めらるる場合においてはこれが統制を目的として設立せられたる統制機關はこれを解散せしむ(ハ) 業務の範圍を取扱物資別、事業別または地域的に極力包括的ならしむることに依り統制機關を減少せしむ(ニ) 現行の配給機構の整理に即應し配給統制機關を減少せしむ

三、前項の措置に依り殘存せしむべき統制機關に付ては左の要領に依り其の運営を刷新するものとす

(イ) 中央地方を通じ内部職制其の他事業運營機構を簡素ならしめ極力人員の縮減を圖る(ロ) 役職員に對する報酬および給與に付徹底的刷新を加ふるとともに事務運營の簡素化に依り用度、備品、經費等も極力節減し以て口錢、手數料等の壓縮をはかる(ハ) 特に配給統制機關に付ては現物を確實に把握せしめ其の責任と計算とに於て配給を行はしむ之が爲必要な限度に於て支店、出張網を整備せしむ

四、統制機關に對しては統制會社令を適用する等官廳の監督指導を強力ならしめ其の公的性格を強化するの措置を講ず

昭和十八年九月二十一日閣議決定「現情勢下における國政運営要綱」に基き左記要領に依り各種外郭團體の整理刷新を圖るものとす。

一、整理刷新の對象たる外郭團體は左の各號の一に該當する法人又は任意團體とす

- (イ) 特別の法令に基き設立せられたるもの
- (ロ) 政府の斡旋により設立せられその他政府の特別の指導監督を受くるもの
- (ハ) 經費の全部又は一部につき國庫補助を受くるもの

二、外郭團體に付てはその業務に徹底的檢討を加へ左の要領に依り之が整理を斷行するものとす

- (イ) 設立の目的が現情勢下において不急不要と認めらるるものおよび設立本來の目的の大部分を喪失し又はその機能を停止せるものは之を解散せしむ
- 外郭團體の業務中社交、懇親その他不急不要の性質を有する部分は之を廢止せしめ之に依り其の機能の大部分を停止するに至るものは之を解散せしむ

- (ロ) 業務の範圍を事業別又は地域的に極力包括的ならしむることに依り外郭團體を減少せしむ
- (ハ) 其の業務を大政翼贊會又は其の傘下團體をして行はしむるを適當とするものは之に吸収せしむ

三、前項の措置に依り殘存せしむべき外、團體に付ては左の要領に依り其の運営を刷新するものとす

- (イ) 中央地方を通じ事業運営機構を簡素ならしめ極力人員の縮減を圖る
- (ロ) 役員に對する報酬及給與に付合理的刷新を行ふ
- (ハ) 事務運営の簡素化により用度、備品、經費等の徹底的節減を圖る
- (ニ) 事務所其の他の施設にして必ずしも帝都並重要都市に存在することを必要とせざるものはこれを地方に疎開せしむ

右に關聯し事務所等の再配置を行ひ成る可く防空設備良好なるものに集中し、脆弱なる建物はこれを撤去せしむ。

四、外郭團體に對する官廳の監督指導を一元的且つ強力ならしむるの措置を講ず

五、地方公共團體等の外郭團體に付ても前各號に準じ措置す

四大疎開地帯のうち、最も重要な意義をもつてゐるのは、大東亞の首都として政治、經濟、文化の軸心である帝都の疎開である。決戦日本の首都として、敵機空襲に際しても絶對不敗の防空態勢を整備することは、全國民の熱望である。

この大事業を完遂するため、帝都には東京都および警視廳の關係官を一丸とする「帝都防空本部」といふ新しい機構が樹立され、都長官を本部長、都次長および警視總監を本部長とする指導陣營を固め、直に「帝都重要地帯疎開計畫」を立案し、急速な具體化を圖ることになつた。

右の計畫は

一、防火地帯の造成

二、重要工場附近の建物疎開

三、重要驛附近の疎開

を主眼とし、第一方面疎開事務所（城北）第二方面疎開事務所（江東）第三方面疎開事務所（城南）が防空本部および都計畫局の指導の下に實行に着手することとなつた。

各疎開事務所では、十一月二十日から疎開地區の地主、家主、居住者の參集を求め、計畫内容を説明したが全員が率先協力を誓ひ、その席上で土地建物の提供を申出るものもあつた。蒲田驛前の疎開では、住み慣れた土地建物の全部の提供を希望する奇篤の士もあり、一方工場側でも、その工場のため疎開を餘儀なくされた地元民の身上に同情し、土地建物の買収を工場で引受けるほか、轉業を志す人は工場で新しい職場を興へたいと、土地建物、人の全部を工場で引受けるやう申出るなど、至難とされた疎開は、關係者の麗はしい共助で快速調に進捗して行つた。

疎開についての手續は借家人、家主、土地所有者から申告書と疎開相談票の提示を求めて、十二月中に出揃つた。一方都では産業戰士の住宅を確保するため、三月末までに七百戸を買収または借り入れることになつた。この目標から買入れの場合は新築の價格から住宅年數を控除した價格で買入れ、借り入れは現在の家賃を都で支拂ひ、借家人が家主と合意の上で立退く時は借家人に家賃の三箇月分、家主に一箇月分の助成獎勵金を交付し、また買入れ、借り入れを斡旋したのものには一件二十圓を謝禮することになつた。

疎開に際しての移轉先の土地建物の斡旋、子弟の轉學、學業の移轉についても、關係方面との連絡が

逸早く終り、問題の輸送についても運通省と細目にわたる協議を遂げた。一月二十二日、運通省、防空總本部、警視廳、疎開關係都府縣の代表者が疎開輸送打合會議を開き、具體的な實施方法が決定した。それによると、まづ運通省に疎開輸送本部ができて、防空總本部その他と連絡をとり綜合計畫を樹て、本部長には業務局長を据ゑた東京、大阪、名古屋、門司の四鐵道局には日本通運、鐵軌統制會、全貨聯、陸上小運搬組合、東亞交通公社などの代表をもつて疎開輸送支部が設けられ、本部の計畫に基き、都府縣疎開指導部などと緊密に連絡して具體策をきめるが疎開區域に疎開輸送事務所を置き、一切の窓口事務を取扱ふことになつた。この事務所は

△東京十二箇所（汐留、品川、蒲田、飯田町、新宿、中野、秋葉原、北千住、田端、兩國、池袋、澁谷）△横濱二箇所（東横濱、鶴見）△川崎一箇所（川崎）△大阪三箇所（梅田、玉造、湊町）△尼崎一箇所（尼崎）△神戸三箇所（湊川、兵庫、東灘）△名古屋一箇所（名古屋）△北九州五市各一箇所（門司、戸畑、八幡、若松、小倉）

一方、この計畫以外の一般都民の疎開についても、各事務所に一日平均十名乃至二十名の相談が舞ひ込み、都民の疎開に對する關心と期待を力強く反映してゐたのである。帝都を除く重要都市でも、疎開準備は着々進んで行つた。これら各都市の疎開は、第八十四議會で内務當局が言明したやうに

「疎開は第一段として自發的意思による第二段には勸奨、第三段には強權命令の三段階に分れるが原則として、出来るだけ第一段で進みたい。轉出の荷造り用品は特別配給を行つた上で、列車、自動車等を特別指定し、運賃の輕減をする。失職するものに對しては、轉職の斡旋、學生生徒については轉入學をなし得る便宜をとる。建築物疎開については、建物の新築および建物面積と地區を指定して制限または改築、移轉、除却させる。自分で改築、改修の出來

ないものは住宅管團が代行する」

といふ最高方針に基き、具體化されてゐる。

この疎開實施に伴ひ、東京都、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、愛知縣、大阪市、横濱市、神戸市、名古屋市の一都一府三縣四市の昭和十七年度における防空經費總額が一億一千七百九十萬圓餘であつたのに對し、相當増額することが豫定されてある。しかも、この經費のうち、國庫負擔は二千六百五十萬圓餘（總額の二十二％）で地元公共團體の負擔が七十八％となつてゐたのに對し、改正法で全額國庫補助の途が拓かれたのを機會に、大幅の増額も可能となつてゐる。これは、京濱、阪神、名古屋、北九州の各地帯に集中的に疎開が實施されるので、地方團體として財政負担の激増が豫想されるのに對應して、地方負擔を軽くする措置が講ぜられたのである。

疎開地帯の周邊地區が疎開に對し、進んで協力することは、その圓滑な遂行に絶對必要な要件であるが、周邊地區は疎開計畫の進捗と相呼應し、疎開による轉住者、轉職者を引受ける準備は、豫期以上の進展を示してゐる。ここに帝都周邊の各縣の模様を打診して見よう。

◎ 神 奈 川 縣

東京都と横濱、川崎兩市の疎開を如何に捌くか問題であるが相模原町十五萬人、大和町五萬人の都市計畫を疎開人口と睨み合せて進めてゐる。兩町には建物が無いので移築が必要である。

◎ 千 葉 縣

疎開對策本部を設け、關係各方面と協力し、疎開都民に對する食糧、住宅、學童の轉學、企業許可などを優先的に取扱ふ方途を確立した。特に住宅對策として、縣下七市およびその隣接十四町村を、住宅需要地に指定し隣組を通じて、貸家貸間の供出見込みの調査に乗出し、これが解決に乗り出してゐる。

◎ 三 多 摩 各 地

疎開方針の發表と共に、舊市内からの移住者が現れ、縁故關係を辿つて引越して來てゐるが住宅拂底のため、府中、立川、八王子を中心に研究を開始した。

八王子警察署管内では家主連が賑起し、貸家組合を組織して積極的に協力し、轉住者の就職は、各地に散在する工場に、全部收容出来ることになつてゐる。

◎ 埼 玉 縣

縣に疎開事務所を設け、空家、空室の調査を行つたが飽和状態で一時的な收容所として二千の神社事務所、寺院、教會、および蠶種業者の蠶室百二十棟、一般養蠶家の蠶室約二千棟を利用し優に七千世帯を收容する方計である。

◎ 栃 木 縣

那須野ノ原の總面積一萬町歩にわたる開墾可能地に「歸農者訓練所」を設け、第一期計畫では約五百

世帯を収用する準備に着手した。

この外、翼賛會縣支部では全縣民の協力を強調する運動を展開し、地方事務所に斡旋所を設け、歸農家屋の引受け勸奨に當る研究も行はれることになつた。そして野州生産陣に新鋭を加へる目的で、工場勞務者に、住宅を提供し、歸農者は同居させる一方、休閒住宅、料理店、待合その他寺院、公會堂、集會所等も利用し住宅難を解決する手筈を決めてゐる。

◎ 群馬縣

縣警察部が東京都人の緣故轉入による收容力を調査し、縣商工經濟會も轉廢の店舗を調べてゐるが相當の餘裕が豫定されてゐる。

◎ 茨城縣

本縣の特色は、疎開人口を軍需生産と農業生産の両面で活用しようとするものである。住宅に對する資材、歸農希望者に對する耕地の配給斡旋も縣に設けられた疎開対策連絡部を中心に具體案が打樹てられた。

地方としては、東京都の歸農部隊が成功の先鞭をつけてゐるから、農業の未経験者は集團的に歸農することを歓迎し、農地開發營團を活用し、青少年食糧増産隊、茨城食糧隊、農報推進隊なども動員して、耕地の貸與、住宅建設および農業資材の提供、技術の指導にも遺漏ないやうにする方針である。

疎開するものが老人、子供ならば住宅問題の解決が先決問題であるから、寺院や廣い農家を斡旋することも決まつてゐる。そして一時的な疎開と半永久的なものに區分して考へてゐる。

疎開の費用

疎開實施に必要な費用は十八、十九兩年度の内務省追加豫算として計上された。十八年度四千三百四十一萬五千圓、十九年度一億一千三百八十六萬四千圓、合計一億五千萬圓餘となつてゐる。その内譯は

- ◇十八年度Ⅱ移轉獎勵金補助一千萬圓、建築物改造費補助三百六十萬圓、計一千三百六十萬圓餘
- ◇十九年度Ⅱ移轉獎勵金補助五百萬圓、建築物改造費補助八百四十萬圓、計一千三百四十萬圓餘

が主として一家をあげて疎開する場合と主として人員疎開に要する經費である。

都市疎開事業に對する國庫補助率

- ◇用地費 一、買收分、例へば工場周辺の土地買收等については五割五分、二、賃借分については九割五分。
- ◇その他の事業費 建築物除却の場合の工事費、建築物買收費、營業補償費、移轉費等については九割乃至九割五分
- ◇建築物の改造費 命令によつて店舗を住宅にかへる場合等は公共團體は六割を負擔その全額を國庫より補助する、従つて個人の負擔は四割となる。

以上は都府縣市等の公共團體にのみ補助されるので工場等が自發的に周辺の土地を買收したり建築物を買收しても補助は與へられない。

移轉獎勵金の交付

人員疎開の場合當局の勸奨に應じて地方に轉出するものに對して交付されるが、勸奨があつたかなかつたかはいまいだから自發的に轉出する者も申請すれば交付さる、ただし建築物の除却による移轉者に對しては防空法に基く移轉費が給される。

◇交付の範圍 一、都市民税概ね二圓以下の者及都市民税免除者一、入營應召軍人の遺族家族一、被徵用者の遺族家族一、その他必要と認める者、例へば軍屬の家族等

以上の者で世帯を單位として轉出する場合に交付する、交付は轉出者が都長官または市長に申請して受ける。

◇交付の金額 世帯員數五人以上の場合三百圓、四人以下の場合二百圓。

◇移轉先の制限 移轉先が他の疎開區域である場合は轉出は差支ないが獎勵金は付されない、これらの都市の家屋の密集を避けるためである。立川、川口、横須賀、堺、布施、西宮、京都、下關の各市及び兵庫縣御影町。

疎開希望者は輸送事務所で申込用紙に必要事項を書き込んで頼めば、鐵道輸送から小運送、自動車等の地場運送、荷造作業、乗車券の購入などを引受けて貰へるがその際に地方轉出證明書か移轉證明書を提出せねばならない。事務所では受付けてから輸送支部に連絡し、改めて輸送期日を通知する。輸送費用は「疎開貨物」として特別扱ひし、小運送の運賃も重量又は容量で一定するとともに地場運送費も何軒まで何圓と計畫を簡單にした。荷造資材は運通省から日本通運に流し、ここで一切を取受け例へば算筒いくらといふ工合に標準單價を決め中流家庭で三百圓乃至五百圓ですむことになるわけである。

以上は勸奨による人員疎開を中心としたものである。

強權による建築物疎開に要する費用を見ると、

◇十八年度 二千九百七十六萬二千圓

◇十九年度 九千九百九十五萬四千圓

これは十八年度七千六十七萬七千圓、十九年度九千九百九十五萬四千圓といふ巨大な事業費に對する九割から九割五分の國庫補助のうち内務省の負擔分で、空地帯のためにする住居の取壊し工事費、建築物の買收費、營業補償、移轉費に當てられる。なほこれらの豫算以外に豫算外國庫負擔契約要求額といふ名目のもとに、實に七億圓が用意されてゐる。これは十八年度以降の事業費八億三千四百二十二萬圓餘に對する國庫補助として豫定され、追加豫算が不足の場合はこれから補助金を繰出すわけである。

防空の戰鬪配置

大東亞戰爭第三年を迎へ、太平洋から印度洋にわたる無敵皇軍の必勝不敗の堅陣は築かれ、銃後一億も戦力増強、食糧確保の生産戦列に總動員を完成し、皇國彌榮の大進軍に移つた秋、精強無比の軍防空に即應する民防空の戰鬪配置が達成されようとしてゐる。

一、私達は「御國を守る戦士」です。命を投げ出して持場を守ります。

一、私達は必勝の信念を持つて、最後まで戦ひ抜きます。

一、私達は準備を完全にし、自信のつくまで訓練を積みまます。

- 一、私達は命令に服従し、勝手な行動を慎みます。
- 二、私達は互に扶け合ひ、力を協せて防空に當ります。

この「防空必勝の誓」は、疎開といふ畫期的な施策の實施にも、力強く反映し、京濱地帯、名古屋地帯、阪神地帯、北九州地帯の重要都市を核心とし、住み慣れた都市を去るものと、國家の求めに殉ずる人達を迎へるものと、渾然一體となつて、民防空最後の仕上げに挺身してゐる。

國家が重大な施策を斷行するに當つて、それに直接關係ないものも、いまこそ防空態勢に水も洩らさない準備を完成せねばならない。

ここに「時局防空必携」の概要を、國民の防空座右銘として掲げて見よう。

第一 どんな空襲を受けるか

豫想される空襲はどんなものであらうか。

- 一、空襲の目標 大都市が主な目標となることはもちろんであるが、中、小都市や戦争發行上必要な運輸、交通、生産の要點等も空襲の目標となるであらう。なほ國民の戦意を挫くため無差別に爆撃することもあらう。
- 二、空襲の時刻 明け方や月夜を利用することが多いであらう。なほ警報が発令されてゐないのに突然空襲があるかも知れない。
- 三、空襲の程度 飛行機の性能はだんだんよくなり、数もどんどん殖えてゐる。今後は相當大規模の空襲をくり返し受ける惧れが多い。
- 四、投下弾 焼夷弾を主とし爆弾も使ふであらう。焼夷弾にはエレクトロン、油脂、黄燐等がある。多數の小型焼夷弾と焼夷力の大きな大型焼夷弾とを使用することもあり、さらに爆弾を併用することもある。爆弾は樞要部を破壊す

るためには大型のものも使用される。なほ中には落ちてからしばらく経つたのち、あるいは數日間以上も経つて不意に爆發する時限爆弾もある。

毒瓦斯弾や細菌弾を投下し、銃撃を行はないとは斷言出來ない。なほ宣傳ビツや焼夷カードを撒いたり、玩具や萬年筆に見せかけた謀略弾を撒いたりすることもある。その他空襲時には味方の高射砲の弾片が落ちてくることも注意せねばならない。

第二 防空とは

防空とはまづ敵機を發見するため防空監視を行つたり、敵機來襲の惧れや危険のあることを知らせるため、警戒警報や空襲を傳へたり、燈火管制や擬装をして敵機の目をくらましたり、その他各種の準備を整へておき敵機の爆撃を受けたら火災を防いだり、負傷者の手當をしたり、壊された建物や道路、橋等を修理したりして空襲の被害を出来るだけ少くすることをいふ。

この防空は陸海軍の行ふ防衛に即應して行はれるのであつて、軍官民が一體となり、どんな困難にも打ち克ち、それぞれの任務に邁進して、初めて隙のない鐵壁の護りを固め得るのである。

第三 防空の組織

防空上もつとも大切なことは各自がそれぞれ全力を擧げてその持場を護ることである。そのために自衛防空機關として家庭防空には隣組があり、官公署、學校、工場、銀行會社等には特設防護團がある。自衛防空機關の手の足りないところや力のおよばない場合には、警防團や警察署、消防署、市町村の防空機關などが出動して防空活動をする。その他防空監視に當るため防空監視隊があり、また學校報國隊の防空補助員は警察署、消防署、警防團などの補助として活動する。

警防團、隣組、特設防護團、學校報國隊は秩序のある活動をすることが必要であるから、ふだんから互によく連絡し、準備を整へ、訓練を重ねておかねばならぬ。とくに指揮にあたる者の指揮能力の向上が大切である。

第四 家庭、隣組の防空

其の一 ふだんの準備 今は防空実施中である。備へがあれば憂へはない。ふだんから次のやうな準備を整へ常に點檢し、訓練を兼ねて、何時でも役に立つやうにしておかねばならない。

一、家庭

1 防火用資材

(イ) 水【量】建物延坪十五坪未満は百リットル(約五斗五升)以上。十五坪以上は概ね十坪につき五十リットル(約二斗八升)の割合で増加する。【容器】貯水槽、風呂桶、天水桶、樽、鹽、バケツ等。井戸水、池の水、流水等も出来るだけ利用する。【位置】家の構造や待避所の位置等を考へて、何處に焼夷弾が落ちてみてもすぐ間に合ふところに配置する。

(ロ) 砂か五十リットル(約二斗八升)以上。揃つて投げかける分と、袋に入れて投げつける分(一升ぐらゐづつ布か紙の袋に入れる)とに分けておく。

(ハ) 筵、吠の類數枚

(ニ) 注水用バケツか手桶

(ホ) 火叩き

(ヘ) 蓋口(無ければ長棒)

(ト) 水柄杓

2 防空用服装

防空活動に便利なものとしあり合せのものを利用する皮膚を露出しないため帽子か頭巾、手袋、足袋か靴の類、頭と肩を覆ふための鐵兜、座布團の類。

3 防毒面 當局の指定されたところでは備へる。

4 燈火管制用具

5 ローソクか懐中電燈

6 非常袋の類 手輕に持てるものにする。

7 三角巾、繻音用の布 あり合せの物で準備し、なるべく煮沸または蒸氣消毒しておく。

8 待避所 堂屋より指示されたところでは必ず作る。木造住宅に設けるものは出易い床下の地下か、屋外の地下がよい。やむを得ないときは効力は少いが地上か床上に作る。床上に造る場合日常生活に差支へがあるときは警戒警報發令と同時に作れるやう準備しておく。

9 防火、燈火管制等について家族の任務を定めておく。

10 家の周圍を片づけ、なるべく隣家との通路を作る。

11 焼夷弾等の落ちてゐるところを早く發見出来るやうに、天井や床下の掃除孔等を覗けるやうにしておく。

12 押入、戸棚等を整理し屋根裏、床下等にある燃えやすい物を片づける。

13 不用の燈火は消しておく。

14 なるべく家を不在にしない。不在にするときは隣家か隣組長(組長以外に隣組の防空を指揮する者があればその人をいふ、以下同じ)に連絡する。

二、隣組

1 防空用資材

(イ) 水 一立方メートル(約五石五斗)以上を貯水する。井戸水、池の水、流水等が利用出来ればそれでよい。

(ロ) なるべく腕用ポンプ。

(ハ) シャベルか鍬。

- 2 防護監視所を設け、防護監視員のため必ず待避所を作る。
- 3 空家や倉庫の警戒について打合せておく。
- 4 隣組長は防護監視、防火、連絡などにつき防空従事者（防空活動が出来る者）の分擔を定めておく。
- 5 隣組長は最寄の警防團詰所、警察消防官署、救護所等の位置、電話番号を調べ、組内に知らせしておく。
- 6 隣組長は隣接する隣組との連絡、應援の方法等定めておく。
- 7 隣組長は時々組内の防空準備を点検し、不十分なところや悪い箇所は改める。

三、計 畫

何時、何處に焼夷弾や爆弾などが落ちて、すぐ應ぜられるやうに、家庭も、隣組も、とくに次のことに注意し計畫する。

- 1 防空活動が出来る者は全部防空に當る。
- 2 夜と晝、休日と平日とに應じて人数が減つても防空活動に差支へないやうにする。
- 3 防空用具の數、量、配置場所等を適當に定める。

三、訓 練

計畫が立派で用具が十分でも訓練が足りないに役に立たない。當局から命ぜられた時ばかりでなく、家庭も隣組もいろいろな場合、とくに防空活動の困難な夜や明方、あるひは防空活動に不便な場所における訓練を眞剣に行ひ、その結果工合の悪いところを改め、さらに訓練を重ねて必勝の自信を持つことがもつとも大切である。

其の二 警戒警報が発令されたら

一、家 庭

- 1 防空用服を着る。

- 2 防火用水を点検し、足らぬところは補充する。さらにあらゆる容器に水を満たして、空襲警報が発令されても水を準備する必要があるやうにしておく。
- 3 注水用バケツ、砂、箆その他の防空用具を点検し、使用に便利なところに配置する。
- 4 家の中の襖、障子、硝子戸で差支へないものは取外して邪魔にならないところに片付ける。
- 5 燃え易い危険なものと食糧は安全なところにおく。
- 6 待避所を使へるやうに準備する。床上に待避所を作る準備をしてあるところではすぐ作る。
- 7 防空従事者は家にあつて待機する。やむを得ず不在にしたり、防空活動の出来ない者を残して外出せる時は隣家か隣組長に連絡する。
- 8 夜は警戒管制をする。すぐに空襲管制に移れるやうに準備しておく。

二、隣 組

- 1 隣組長は速に警報を傳達する
- 2 隣組長は組内の状況を点検し、防火用水その他の準備を完全にする。
- 3 防護監視員は何時でも任務につけるやうに準備する。

其の三 空襲警報が発令されたら

一、家 庭

- 1 防空用服装を完全にする。
- 2 門、倉庫、物置等の鍵を外す。
- 3 火元を始末し、ガスは元栓を閉める。
- 4 ホースがあれば水道の蛇口にしつかりとりつける。水道の水は貯水用には使はない。
- 5 隣家に接した雨戸や硝子戸は、延焼防止のため全部閉める。但し鍵はかけない。隣家に接しない硝子戸は破損防

止と危険豫防のため、なるべく取外すか開放する。開放した場合雨戸や窓掛が附設されてゐれば、硝子戸のある部分に雨戸や窓掛を引く。

隣家に接しないその他の雨戸はありのままでもよいが、防空活動に差支へないやうにしておく。爆弾による硝子破片の飛散防止のために紙等を貼つておくのも一方法であるが、爆風の威力の程度やまた場所によつてはなほ飛散するから、十分注意して危害を避けるやうにせねばならぬ。

6 家の中の襖や障子を取り外して、邪魔にならないところに片付けるか開放する。

7 防空活動の出来ない者を待避所その他安全な場所に避難させる。

8 家財道具は持ち出してはならない。

9 夜は空襲管制をする。
すべての處置がすんだら防空責任者はいま一度點檢し、防護監視員以下の防空従事者は、すぐ待避出来るやう屋内にあつて待機する。

二、隣組

1 隣組長は速に警報を傳達する。

2 隣組長は防護監視員を配置する。

3 隣組長は空家や倉庫を警戒させる。

4 隣組長は組内の状況を點檢し、不備の點を完全にする。

其の四 敵機が來たら

一、防護監視員は敵機を見たり爆音や砲聲を聞いたら、その様子を組内の者に大聲で知らせる。防護監視員はそれが終つたら豫定の待避所に待避し、その後の様子に注意し、危険が去つたら次の空襲に備へて防護監視にあたる。

二、防護監視員の知らせによつてその他の防空従事者はすべて豫定の待避所で待機する。

三、連續して空襲を受けることもあるから防空従事者は、この點に注意し油斷があつてはならぬ。

其の五 焼夷弾が落ちたら

一、焼夷弾の落ちた家庭

1 防空従事者は速に防火に當ると同時に大聲で近隣に知らせる。

2 防火のやり方は

(イ) 最初の一分間がもっとも大切である。

(ロ) どんな焼夷弾でも、水を周囲の燃え易いものにかけて、延焼を防止することが第一である。

(ハ) 焼夷弾の種類や状況に應じあはせて次の處置をする。

エレクトロン焼夷弾|| 筵類を水で濡らしてかけてその上に水をかけるか砂袋を投げつけて焼夷弾の火を抑へる。
焼夷弾の火勢の弱いものは速かにシヤベル等で屋外に運び出す。

油脂焼夷弾|| 筵類を水で濡らしてかけるか、水をかけるか、バケツやシヤベルで砂や土を投げかけて油脂の火焰を消す。

黄燐焼夷弾|| 塊つて燃えてゐる黄燐には水をかけるか、筵類を水で濡らしてかけるか、バケツやシヤベルで砂や土を投げかけて火焰を消すか、シヤベル等で掘り出す。飛び散つて燃えてゐる黄燐は水で濡らした火叩きで叩き消すか水をかけて消す。素手や素足で黄燐に觸れない。

(ニ) 焼夷弾が天井裏や屋根裏に止つたら、蓋口か長棒で突落す。

(ホ) 焼夷弾が防火に不便な所にあるときは、蓋口か長棒で移動する。

(ヘ) 高い所や遠い所の火焰は水柄杓で水をかける。

(ト) 小火焰や火の子は火叩きで叩き消す。

3 黄燐は長く燃えつづけ、また一旦消した後でも燃え出すから、これを取り除けるか、安全なところに運び出して

燃焼させる。黄燐焼夷弾の落ちたところは長時間警戒を要する。

4 焼夷弾は家庭の何處に落ちてゐるかもわからない。押入、物置、天井裏、床下、等にも注意する。

二、隣組

1 防空従事者は自宅に異状がなかつたら、速に現場に駆けつけ、隣組長の指揮で全力を擧げて防火に當る。

2 隣接の隣組長は組内に異状がなかつたら、防空従事者の一部を残して警戒にあたらせ他は應援させる。

3 隣組長は組内に焼夷弾が落ちたら、最寄の警防團詰所か、警察消防官署に状況を簡明に通知する。

4 隣組長は隣組の力で防火の見込がないときは、警防團や消防署の應援を求める。

5 隣組長は不發彈があつたら、これに觸れないやうに注意して、最寄の警防團詰所か、警察、消防官署へ届け出る。

其の六 火災になつたら

一、火災になつても隣組長は警察消防官吏や警防團員の指圖があるまで、防空従事者を指揮してあくまで消火や延焼防止に當る。

二、消火のやり方は

1 まづ燃え移らうとするところに水をかけ、火災の擴がるのを防ぐ。

2 次に燃えてゐる箇所に周囲から逐次水をかけて消す。

三、隣家への延焼防止のやり方は

1 火焰をかぶつてゐるときはその場所に水をかける。

2 強く熱氣をうけてゐるときは火を發し易い庇下、妻等に注意して水をかける。

四、火災を防ぐには多量の水が必要であるから絶えず水を補給する

五、隣接の隣組長は組内に延焼の危険があるときは防空従事者を延焼防止に當らせ、危険のないときは防空従事者の

一部を残して警戒に當らせ、他は應援させる。

六、消防隊や警防團が到着したらその指圖にしたがつて消防の補助に當る。

七、風下では飛火の警戒をする。飛火は火叩きで叩き消すか、バケツか水柄杓等で水をかけて消す。

其の七 爆彈が落ちたら

一、爆彈の落下音を聞くか、附近に爆彈が落ち始めた時は、直に伏臥するか、附近にある待避所を利用して咄嗟の危害を避ける。

二、爆彈は火災の原因となることもあるから注意する。

三、隣組長は組内に爆彈が落ちたら、速に状況を最寄の警防團詰所か警察、消防官署に通知する。

四、隣組長は不發彈があつたらその附近に近寄らないやうにし、速に最寄の警防團詰所か、警察、消防官署に通知して、その指圖にしたがふ。

其の八 毒瓦斯彈が落ちたら

一、毒瓦斯に氣がつくか、毒瓦斯警報を聞いたら防毒面を持つてゐる者は直ちに着ける。

二、防毒面のない者は簡易吸収繻を用ひるか、それもないときは濡れ手拭をたゞみ口と鼻にあて、風上や風向と直角の無毒地帯に避ける。

三、隣組長は直ちに最寄の警防團詰所か警察、消防官署に通知する。

其の九 死傷者が出来たら

一、負傷してもひるんではならない。

二、輕傷者よりも重傷者の處置を先にする。家屋等の下敷になつた者は早く救ひ出す。

三、手の足りないときは速に警防團や警察署に通知して應援を求める。

四、處置のやり方は、

- 1 重傷者は速に救護所に送る。(イ)出血の多い者は應急止血をして送る。(ロ)骨折した者は取扱に注意する。
 - (ハ)短時間で救護所に送れる時は手當をしないで送る。
 - 2 輕傷者は應急手當をして活動をつづけるか、救護所に行つて治療を受ける。
 - 3 窒息瓦斯傷者は安静にして救護所に送り、嘔爛瓦斯傷者は應急除毒をして救護所に送る。
 - 4 催淚瓦斯傷者や、クシャミ瓦斯傷者は自分で應急手當をするか、救護所に行つて治療を受ける。
 - 5 救護所に收容された患者やその附添人は靜かに係員の指圖にしたがふ。
 - 6 死亡者は懇にかつ速に收容する。
- 其の十 空襲警報が解除されたら
- 一、警戒警報の發令された状態に移る。
 - 二、次の空襲に備へてすべての準備を完全にしておく。
 - 三、隣組長は組内の被害の状況を町會長と最寄の警察官署に届け出る。
 - 四、隣組長は彈片その他の落下物を警察署へ届け出る。

第五 學校、工場、銀行、會社、病産院、興行場、集會、百貨店等に對する一般の心得

一般の者は學校、工場、銀行、會社、病産院、興行場、集會、百貨店等に對しては家庭、隣組の防空にもつとも關係の深い次のやうなことを特にふだんから心得ておかねばならない。

- 一、學校
 - 1 學生、生徒、兒童にはふだんから防空に都合のよい服装を準備しておく。

- 2 警戒警報が發令されても授業をつづけるのが建前である。學校報國隊の防空補助員は所要に應じ、豫め定められた消防、救護その他の防空業務にあたる。
- 3 空襲警報が家にある場合發令されたら、學校で定められた任務のあるものはすぐ任務につく。もし登校歸宅の途中であつたら、任務のあるものはすぐ任務につく。その他は、學校か家庭のいづれかなるべく近い方に行く。

二、工場

- 1 特設防護團員は、何時防空警報が發令されてもすぐ職場に駆けつけられるやうに準備しておく。
- 2 防空警報が發令されても、作業をつづけ生産を減少させないやうに努めるのが建前である。
- 3 工場に働く一般の産業戦士は、空襲警報發令中でもふだんの通り出勤時間までに職場に行く。

三、銀行、會社等

防空警報が發令された場合の一般勤務者の出勤は勤め先の定めた通りにする。

四、病産院

- 1 空襲警報が發令されても、必要な手術やお産の手當は行はれる。
- 2 救護所にあてられる病産院に入院してゐる輕い患者は、空襲の状況によつては退院させられることもある。
- 3 空襲の際入院患者の安否をすぐ電話で問ひ合せたり、行つて調うことは防空活動の妨害となるからせひ慎まねばならぬ。

五、興行場、集會、百貨店等

- 1 警戒警報が發令されたら興行場、百貨店へ行かないやうにする。集會へもやむを得ないもののはかは行かない。講演會その他集會は屋外では行はれない。
- 2 空襲警報が發令されたら興行や集會はすべて行はれない。これらの場所にあるときは、係員の指圖にしたがはねばならぬ。

3 何時防空警報が発令されてもよいやうに、豫め防火用資材の配置、非常口、待避所の位置等は努めて承知しておく。

第六 その他

次のことは防空上心得ておく。

一、路上通行者

- 1 防空警報が発令されたら速に自分の持場の家庭か、職場に駆けつける。
- 2 敵機を見たり、爆音や砲聲を聞いたら(イ)最寄の待避所に待避する。附近に待避所がなかつたら地形、地物を利用して姿勢を低くする。それも出来ないときは地面に伏せる。待避するときにはなるべく分散し、先を争つたりして混乱しないやうにする。(ロ)附近の家に焼夷弾が落ちたら、その防火に協力せねばならぬ。(ハ)車輛は消火栓、道路の交叉點、曲角、橋等を避け、速に分散して停止し乗客は待避する。自動車や荷車等は左側に寄る。

二、鐵道、船舶等

- 1 やむを得ない用事のある時のほかは旅行は止める。乗車(船)の制限が行はれる場合もある。
- 2 汽車や郊外電車や船は何時もの通り動くが、空襲警報発令後は時刻が變更される場合がある。
- 3 市内電車やバスは空襲警報発令中は、夜間運轉しないのが建前である。
- 4 空襲管制をする場合は乗客も協力して錠戸、または窓掛を閉める。
- 5 空襲警報が発令された場合には荷物の受渡しを中止することがある。
- 6 乗客は驛や列車や船の中では、絶対に職員の手圖にしたがふ。
- 7 鐵道線路上やトンネル内に避難したり荷物をおかない。
- 8 地下鐵道には避難を許されない。

9 踏切燈や列車の前照燈は、燈火管制のため暗くなるから、踏切を通る時はとくに注意する。

三、食糧

1 家庭

- 米、麥、塩、味噌、醬油等の食糧は絶対に支障のないやうに準備してある。しかし次のことはとくに心得ねばならぬ。
- (イ) 食糧は出来るだけ焼かないやうに、置き場所等に注意する。
 - (ロ) 食糧の通帳の保管に注意する。
 - (ハ) 焼け出された者は公共炊出所を利用出来るし、また特別配給を受ける場合もある。
 - (ニ) 避難先に當分止る場合はなるべく通帳で買物をする。
 - (ホ) 水に濡れたり焼け残りの米は無駄にせず食べる。
 - (ヘ) 買溜はしない。

2 配給所

- (1) 家庭にはふだんの通り配給を行う。
- (ロ) 公共炊出所等には道府縣、食糧事務所との兼ねの打合せまたは指令により配給する。
- (ハ) 焼け出された家庭に注意し、隣組長と密接な連絡をとり配給を適正にする。

四、飲料水

1 家庭

- (イ) 断水した時等に困らぬやうふだんから水の節約に慣れておく。
- (ロ) もし断水した時には配水車、トラック、荷車、リヤカー、舟等で配給される。
- (ハ) 井戸その他の水で簡單に濾して飲めるものは、その設備を整へておく。なほ飲む時は沸かすがよい。
- (ニ) 水道を使つた後は蛇口を閉めておく。これを怠ると汚物が逆に入つたり、水壓が下つて消防に差支へたりする。

2 隣組長

(イ) 隣組の井戸の位置、飲めるかどうか等を調べておき、お互に分けあつて使ふやうにする。
(ロ) 隣組と隣組の間でもお互に分け合つて使ふやうにする。

五、郵便、貯金、電信、電話、電氣、瓦斯

1 郵便

(イ) 状況によつては郵便物の特殊取扱を停止し、配達を取止め、受取人の出局を待つて交付する等取扱上制限を行ふほか、新聞、雑誌、小包は引受を停止する。

(ロ) 不要、不急の郵便はすべて差控へ、やむを得ないものは葉書で間に合せる。

(ハ) 居所が變つた場合にはすぐもとの郵便局へ届け出る。

2 郵便貯金、郵便爲替、簡易生命保険、簡易年金

(イ) これらの拂戻または拂渡については絶対に安心してよい。もしある地方に被害があればその時の状況によつて地域を限つて取扱時間を延長したり、他の郵便局取扱のものに對しても拂戻または拂渡をする。

(ロ) 貯金通帳や保険證書や印鑑の保管に注意する。なほ念のため記號、番號等は他の手帳につけておく。

(ハ) 預けてある証券類や年金、恩給の書類は心配のないやうに保管してある。

3 電信、電話

(イ) 大事な通信を妨げないため、電信、電話はやむを得ない場合のほかは使はないやうにする。

(ロ) とくに空襲の際は防空通信やその他の重要通信が輻濺するから、安否の問合せや見舞の通信は一切差控へる。

(ハ) 場合によつては電信、電話の利用は制限される。

4 電氣、瓦斯

(イ) 出来るだけ節約する。

(ロ) 停止の場合を考へ必要な準備をしておく。

(ハ) 被害の場所を發見した者は直ちに警察署や會社に知らせる。

(ニ) 被害のあつた物に溢りに接近して手を觸れたりせず、知識のある者や係員に處置してもらふ。

六、銀行その他の金融機關

預金の引出しを制限することは絶対にない。

1 銀行等ではふだんの通り業務を行ひ、預金の引出にはどれだけでも應ずるやうにしてある。また取引してある銀行等が被害を受けても、他の銀行から拂戻を受けられる途が講じてある。

2 預金通帳や印鑑等の保管に注意する。しかし失くした場合でも本當の預金者であることが明らかになれば支拂はれる。

3 預金の支拂を止められることを心配して、現金を用意してあることは無駄なことであり、また失つたり、盗まれたり、焼けたりする等の恐れがあるから却つて危険である。

七、空襲による被害の救済と保険

1 罹災者に對しては當局で食物や衣料や住居等につき、それぞれ必要な應急救済の準備がしてあるが、非常の場合にはまづお互に扶け合ふことが大切である。

2 空襲による人や家や物の被害は防空法や、戦時災害保護法等によりそれぞれ必要な救済の途が講ぜられてゐる。

3 空襲等によつて起る人や家の物の被害に對しては戦争死亡傷害保険法や、戦争保険臨時措置法によつて特別の保険が作られてゐるから、なるべく加入しておくがよい。

八、防

諜

1 空襲の被害や防空戦闘の様子は差支へない限り新聞やラジオ等で當局から知らされる。この發表を絶対に信頼し勝手に想像して喋つたり、見たり聞いたりしたことも輕々しく書いたり話したりすることはデマの因となるこ

とを心せねばならぬ。

- 2 デマ等に惑はされず落ちついて行動し、敵に心の隙を與へてはならぬ。
- 3 防空の準備や施設の状態等敵に知らせて悪いことを、言いたり喋つたりしてはならない。

九、罪 と 罰

- 1 犯罪は平時より一層重く、かつ速に罰して、不安なく防空活動が出来るやうに考へられてゐる。
- 2 とくに重く罰せられる罪

(イ) 燈火管制中の窃盜、強盜とか風俗上の罪。

(ロ) 防空、通信、交通、重要生産等の施設を襲したりしてこれを妨害する罪。

(ハ) 業者が儲けようとして買占めしたり、賣惜しみをしたりその他一般國民の經濟生活を亂す罪。

(ニ) 流言蜚語の罪。

(ホ) その他國土防衛を害する罪。

- 3 燈火管制を怠つたり、防空活動の出来る者で規則に定められた防空業務に従事しなかつたりするとそれぞれ處罰を受ける。

およそ勝利の要訣は必勝の信念を堅持することである。建國以來の光榮ある歴史の回顧こそ、どんな強敵も破砕する確信を生むのである。國土全部が戰場となり、空襲の對象が全國民に及んでも、飽くまで勝ち抜く防空精神の昂揚こそ、防空必勝の鍵である。

國民は、前線で人類空前の大戦果を打樹ててゐる皇軍と歩調を合せ、今こそ國土防衛戦士として奮起一番せねばならぬ。この心構へについて安藤内相が第八十三議會で言明した信念を掲げ、國民の指標とする。

およそ今日の都市および重要工場その他の施設の防衛力を強化しなければならぬといふことは申上げるまでもないところが實行がこれに伴つてゐないといふわけで私もその感をふかくいたしてをつたのである。これには種々の原因もあらうが第一に日本の國體に惠まれて生活して來てゐるために國內に非常な災厄といふものが起るのは天災地變ぐらゐだとの考へである。換言すれば日本の國體そのものに惠まれてどうしても現實にさし追つて身に緝々と追つた體験が起らない以前に國內のことを備へて行くといふことに稍々疎いといふ通弊があるのではなからうか。したがつて最近の戦局が昔烈を極め前線と國內とが形こそ異なれはゆる一心一體で戦力の増強に努めなければならぬといふ今日においては絶えず東條總理のいはれる如く頭の切替といふことはいまだ體験せざることに對して考へ方を根本に變へていかなければならぬといふことである。しかしてこのたびの防空法の改正によつてその運営宜しきを得、完全を期し得るならば敵の空襲に對して對處し得る途はすでに成つてゐると信じてゐる。

もちろん戦争のことであるから今日までに豫想し得ざるやうな新奇の手を敵が打つてくるといふこともこれはあり得ることであるから、さういふことに對して特殊の處置を要するといふことはこれは局部的にも豫想し得るところであらうが、全體の防衛態勢を完備するといふ點についてはだいたいの改正防空法なるものを適正に運営されたならばまづ完備を期し得るといふ決意をもつてこの防空法の改正にのぞみ、また國內防空に關する行政機構の整備に向つてその理想と決意をもつて目下努力しつゝある次第である。

もちろん過去においては総合的の力を發揮するに十分であつたとはいはれない。また防空に對する諸計畫のごときも私の知る範圍においては適切に空襲下において起り得べき各種の状況を想定してそれに對應する具體的な各般の防空業務に對して一體的な綜合計畫は各省においてもまだ不十分であるかと存する。また經費の點においても差當り生産優先に急であつて非常に必要なことではあるが防空の施設その他に對して十分な資材の配給を受けることが出來ない點もあり、したがつて資材に對する經費をとつても物が手に入らぬ場合もあつて經費から申せば寡少なものであるといふこともいひ得たことと存する。

しかし私は資材は足りなくとも必勝の覺悟でやればその方法によつて東京なり大阪で特殊の防衛施設も創意獨創で考案し得るのではないか。資材にしても應用の資材をもつていけるのではないかと考へてゐる。これ等の點についても將來出来るだけさういふ氣分を昂揚して行きたい。今日の戦ひを勝抜くには第一線の武力の増強はもちろんであるが、第一線と國內とを間はず一貫して貫くものは烈々たる國民の戦闘意力でなければならぬ。日本敗るゝことなしの信念に立つてゆくことが肝要である。

これについては緊迫した狀況を國民がよく認識し敵愾心を振起して一心不乱になるぞといふ氣分を振り立たせるやうにしなければならぬ。政府としても許す限りのことは狀況を國民に十分に知らせてゆく意志をもつてやつてゐることになつてゐると信ずる。

初の『疎開命令』

内務省では一月二十六日附の官報をもつて東京都と名古屋市の防空空地および防空空地帯の地區指定を告示した。これは都市の建築物除却に初めての強權發動で他の地區も續々告示された。

強權の初發動といふ防空上畫期的の今度の地區指定は、東京都の防空空地（疎開空地）十一箇所九萬三千七百六十五坪、空地帯（疎開空地帯）四箇所九萬五千二百七十坪、名古屋市の防空空地（疎開空地）四箇所九萬五千二百坪、空地帯（疎開空地帯）四箇所九萬六千三百坪といふ老大な面積におよび、これにより除却される建物の戸數はこれだけでも非常に大きな數字となるのである、果してどこの家屋を取拂はれるのかは、一般に公表されず、除却命令を受つた人々に對してのみ關係都府縣および市當局で圖面を縦覽に供する事となる。

ところで防空空地と空地帯との區別はどうなのか、國策に即して疎開する關係住民として、その役割を知つて置く必要があるわけだが、空地といふのは工場その他の重要施設の周圍、交通上大切な場所をはじめ、家屋の密集地區で、防火その他の活動の上から、どうしても必要となるところに設けられるもので、重要施設の場合は、その周圍に五十坪から百坪の幅で設定される、空地帯はこれよりもつと大きな見地から一つの區域を、他の區域からの延焼を蒙らぬため道路のやうに帶狀に設けられるもの、これもその幅は百坪から五十坪程度のものとなる。

なほ今回の告示による東京、名古屋兩都市の指定地區の面積（坪單位）の内譯は左の通り、

東京都

- ◇防空空地 ▼蒲田區地内七三三五▽大森區、品川區各地内一二七二五▽荏原區、品川區各地内一二四九〇▽品川區地内六八八〇▽王子區地内一四八七〇▽同區地内五八九五▽荒川區地内一二三二五▽本所區地内五三〇〇▽城東區地内一四三六五▽蒲田區地内七九〇▽澁谷區地内七九〇
- ◇空地帯 ▼王子區地内二六一〇〇▽向島區地内二八〇〇〇▽城東區地内二二二二〇▽品川區、大森區各地内二〇〇五〇

名古屋市

- ◇防空空地 ▼千種區地内四四〇〇〇▽熱田區地内四〇〇〇〇▽同區地内八七〇〇〇▽東區地内二五〇〇〇
- ◇空地帯 ▼西區地内一二八〇〇〇▽東區地内二五二〇〇〇▽西區、中區各地内二四二〇〇〇▽中區、昭和區各地内三四一〇〇〇

昭和十九年四月十五日印刷
昭和十九年四月二十日發行

(三〇,〇〇〇部)

國土防衛と人口疎開

定價二十五錢

製本控

包封號

973	冊	159	號	年	月	日
書名	國土防衛と人口疎開					
著者	朝日新聞社編					
受入者	19年5月9日					
備考						

073
159

973
150

昭和十九年四月十五日印刷
昭和十九年四月二十日發行
（三〇、〇〇〇部）

昭和十九年四月十五日印刷
昭和十九年四月二十日發行
（三〇、〇〇〇部）

國土防衛と人口疎開
定價二十五錢

出版會承認番號
四八〇〇六一番
不許複製

編輯兼發行
印刷者

大阪市北區中之島三丁目三番地
株式會社朝日新聞社

山本榮

印刷所

大阪市北區中之島三丁目三番地
株式會社朝日新聞社
西大二三二

發行所

株式會社朝日新聞社

日本出版會々員番號一〇一五〇三番

配給元

東京都神田區淡路町二丁目九番地
日本出版配給株式會社

973
(L)
159



MADE IN U.S.A.

Blank white label

